

大分県高病原性鳥インフルエンザ 及び低病原性鳥インフルエンザ 防疫ガイドライン



平成23年6月23日 策定
(最終改正：令和8年6月1日)
大分県農林水産部

(URL : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/15450/tokuteikatiku.html>)

目 次

I	目的及び異常家きん発見の通報から初動防疫措置開始までの時系列	1
1	目的	1
2	鳥インフルエンザとは	1
3	異常家きんの通報から初動防疫措置開始までの時系列	2
II	発生時に備えた事前の準備	4
1	初動防疫事前計画書の作成	4
2	現地確認及び情報共有	4
3	連絡体制の確認	4
4	備蓄資材・機材の確認	4
5	飼養衛生管理基準遵守の指導	5
III	異常家きん等の発見から簡易検査判定までの対応	6
1	家きんの所有者等から届出等を受けたときの対応	6
	(1) 家畜防疫員の派遣	
	(2) 家保及び家畜防疫員の措置	
	(3) 家保所長及び畜産振興課への報告	
2	立入検査	10
	(1) 立入準備	
	(2) 出動	
	(3) 立入検査	
	(4) 簡易検査陽性時の検査材料の採材	
	(5) 検査材料の持出し、搬送	
	(6) 簡易検査結果陽性の報告	
	(7) 疑われる事例が発生した農場への緊急防疫措置	
	(8) 疑われる事例が発生した農場についての疫学調査	
3	簡易検査陽性時の作業	17
	(1) 疑われる事例の情報共有	
	(2) 移動制限及び搬出制限予定区域の設定	
	(3) 制限区域消毒ポイントの設置準備	
IV	疑似患畜決定までの作業	18
1	連絡体制	18
	(1) 関係市町村への連絡	
	(2) 制限予定区域内の家きん所有者への連絡	
2	県総合対策本部の設置	18
3	報道機関への公表	19

4	初動防疫作業準備	19
	(1) 各作業場の現地調査	
	(2) 初動防疫計画書の作成と初動防疫作業準備	
	(3) 動員者の確保準備	
	(4) 必要資材・機材調達準備	
	(5) 集会場及びクリーンゾーンの設営	
5	遺伝子検出検査陽性判定時に備えた準備に関する報告	27
6	病性鑑定	28
	(1) 遺伝子検出検査	
	(2) ウイルス分離検査	
7	疑似患畜の決定	29
V	疑似患畜決定後の作業	33
1	関係者への連絡	33
2	県総合対策本部・幹事会及び県総合対策本部会議の開催	33
3	初動防疫作業開始	33
4	と殺指示	33
5	報道機関への公表	34
6	発生農場の周辺農場への情報提供	35
7	通行の遮断	35
8	制限区域の決定	35
	(1) 移動制限区域及び搬出制限区域の決定	
	(2) 制限区域内家きん飼養農場等への連絡及び周知	
	(3) 制限区域等内の家きん所有者等への指導	
	(4) 制限区域等内の関係者への指導	
9	発生の原因究明	38
VI	各作業場での防疫作業	40
1	各作業者について	40
	(1) 動員者の考え方	
	(2) 現地対策本部長の役割	
	(3) 現地派遣チームの役割	
	(4) 現地防疫対策部長の役割	
	(5) B－S A Tの役割	
2	現地派遣チームの作業	42
	(1) 組織体制	
	(2) 事務分掌	
3	集会場内の作業	43
	(1) 組織体制	
	(2) 事務分掌	

	(3) 集会場内の作業（防疫作業支援者の受入れ、防疫作業従事者の受入前）	
	(4) 集会場内の作業（防疫作業従事者の受入後）	
	(5) 集会場内の作業（防疫作業終了後）	
	(6) 情報収集並びに現地対策本部及び県防疫対策部への報告事項	
4	クリーンゾーン内の作業	51
	(1) 組織体制	
	(2) 事務分掌	
	(3) クリーンゾーン内の作業（防疫作業従事者の受入前）	
	(4) クリーンゾーン内の作業（防疫作業従事者の受入後）	
	(5) クリーンゾーン内の作業（防疫作業従事者の休憩時、防疫作業終了後）	
	(6) 集会場への報告事項	
5	ホットゾーン（発生農場）内の作業	56
	(1) 組織体制	
	(2) 事務分掌	
	(3) ホットゾーン（発生農場）内の作業	
	(4) クリーンゾーンへの報告事項	
6	ホットゾーン（埋却地）内の作業	62
	(1) 組織体制	
	(2) 事務分掌	
	(3) 埋却地の防疫作業	
	(4) 防疫作業従事者の作業時間の管理	
	(5) 報告事項	
7	ホットゾーン内の負傷者等に対する対応について	66
	(1) 連絡体制	
	(2) 負傷者等の処置	
	(3) P P Eが破損した場合の対応	
8	消毒ポイントに係る作業	68
	(1) 制限区域に係る消毒ポイントの設置について	
	(2) 緊急消毒ポイント	
	(3) 運送業者等への協力要請	
	(4) 対象とする車両	
9	疫学調査	71
	(1) 調査の実施方法	
	(2) 疫学関連家きん	
	(3) 疫学関連農場における移動制限について	
10	家きん舎の消毒作業	73
11	家きん舎等における殺鼠剤等の散布	73

VII	制限区域等内の周辺農場の検査	74
1	発生状況確認検査	74
	(1) 検査開始時期	
	(2) 検査対象農場	
	(3) 検査方法	
2	清浄性確認検査	74
3	搬出制限区域解除検査	74
4	監視強化区域解除検査	75
5	検査従事者の遵守事項	75
6	作業の流れ	75
VIII	移動及び搬出制限の対象外	78
1	制限の対象外の申請について	78
2	移動・搬出制限の対象外の概要	78
3	制限対象外措置適用後の遵守事項	79
4	異状発見時の措置	79
IX	家きんの再導入	80
1	家畜防疫員による農場立入	80
2	環境サンプル検査	80
3	モニター家きんの導入及び検査	81
4	家畜防疫員の指導事項等	82
X	発生農場の手当金及び出荷制限等に係る農場の損失補償について	83
1	発生農場の手当金について	83
	(1) 交付対象	
	(2) 必要な書類等	
2	出荷制限等に係る農場の損失補償について	84
	(1) 助成対象	
	(2) 必要な書類等	
3	農家への支援等	84

●その他資料について

大分県庁ホームページに随時掲載しています。

URL : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/15450/tokuteikatiku.html>

● 本ガイドラインで用いられる用語の解説

○ H P A I (Highly Pathogenic Avian Influenza)

高病原性鳥インフルエンザの略称。家きんに感染するインフルエンザのうち、病原性の高いもの。H亜型がH5又はH7のものがほとんどであるが、まれにそれ以外の型もある。

○ L P A I (Low Pathogenic Avian Influenza)

低病原性鳥インフルエンザの略称。家きんに感染するインフルエンザのうち、病原性は低いが、H亜型がH5又はH7であるもの。H5又はH7のA型インフルエンザウイルスは病原性の高いタイプに変異しやすいため、H P A I に準じた防疫措置が行われる。

○ 家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

○ 患畜

H P A I やL P A I のウイルスに感染したことが判明した家きん

○ 疑似患畜

- ① 患畜が確認された農場で飼養されている家きん
- ② 遺伝子検出検査によりH P A I やL P A I ウイルスの疑いが高いウイルスが検出された家きん
- ③ 患畜となった家きん及びその所有者等と接触し、H P A I やL P A I のウイルスに感染した可能性のある家きん

○ 疑われる事例

鳥インフルエンザ簡易検査で陽性となり、遺伝子検出検査の結果を待っている状態。結果が出るまでの間に、迅速な初動防疫措置のための準備を行う。

○ 家畜防疫員

獣医師等の県職員で、県知事が任命した者。主に、農林水産部の獣医師や一部の畜産職員が該当する。

○ 現地派遣チーム

県内で、H P A I が発生した場合、県防疫対策部長の指示により速やかに集会場に派遣され、現地情報の収集、各本部との情報共有、不足資材・機材の発注要請、動員の労働時間管理、輸送の運営管理等を行い、迅速な初動防疫を実施する。

○ B-S A T (Boueki taisaku-Special Assistant Team)

家畜伝染病防疫対策チームの略称。口蹄疫、H P A I 等の特定家畜伝染病が発生した場合、初動防疫措置を指揮する。

○ クリーンゾーン

発生農場や埋却地に隣接する場所に設置される作業場のこと。主に、防疫作業従事者へのP P Eの着脱や休憩場所となる。また、発生農場や埋却地で使用する防疫資材・機材の供給場所にもなる。

- **ホットゾーン**
発生農場や埋却地の敷地内のこと。HPA I やLPA I の発生時には、ウイルスがホットゾーンから飛散しないように防疫措置を行う。
- **PPE (Personal Protective Equipment : 個人用防護具)**
HPA I ウイルス等の暴露から防疫作業従事者を守るための防護具（防疫服、防護マスク等）
- **移動制限区域**
国指針に基づき、発生農場を中心に原則として、HPA I では半径3km、LPA I では半径1km以内に設定される区域を指す。
この区域では、生きた家きん、家きん卵（GPセンター等で既に食用に処理されていたものを除く）、家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物、家きん飼養道具等の移動が禁止される。
- **搬出制限区域**
国指針に基づき、発生農場を中心に原則として、HPA I では半径10km、LPA I では半径5km以内の移動制限区域に外接する区域に設定される区域を指す。
この区域では、生きた家きん、家きん卵（GPセンター等で既に食用に処理されていたものを除く）、家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物、家きん飼養道具等の区域外へ搬出が禁止される。
- **監視強化区域**
国指針に基づき、移動制限又は搬出制限が解除された区域を指す。
- **防疫作業支援者**
主に、集会場及びクリーンゾーンで作業を行う動員者のこと。集会場等の設営、運営及び撤収、防疫作業従事者の受入等を行う。
- **防疫作業従事者**
主に、ホットゾーンで初動防疫作業を行う動員者のこと。家きんの殺処分、処分畜の搬出及び埋却、農場消毒等を行う。
- **採卵鶏（レイヤー）**
鶏卵を生産するために飼養されている鶏のこと。成鶏の体重は1.7kg～2.0kg程度となる。
- **肉用鶏（ブロイラー）**
鶏肉を生産するために飼養されている鶏のこと。出荷時の肉用鶏の体重は2.8kg～3.5kg程度となる。
- **種鶏**
採卵鶏や肉用鶏のヒナを生産するための親鳥のこと。成鶏の体重は3.0kg～5.0kg程度となる。

I 目的及び異常家きん発見の通報から初動防疫措置開始までの時系列

1 目的

本ガイドラインは、国が公表した「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表。令和7年10月1日一部変更。以下「国指針」という。）に則り、迅速かつ的確な初動防疫作業によりHPA I及びLPA I（以下「本病」という。）の撲滅を図るとともに、十分なまん延防止策が講じられるよう、その手順等を定めるものである。

なお、本ガイドラインで集会場、クリーンゾーン、ホットゾーン等各作業場の組織体制、事務分掌、作業内容の一例を示すが、各作業場の大きさや設備、各作業場間の距離、農場での飼養状況や作業可能スペースに応じて、対応にあたる家畜保健衛生所（以下「家保」という。）及び振興局等で相談の上、変更して構わない。

2 鳥インフルエンザとは

(1) 鳥類のインフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号、以下「法」という。）では、そのうち、次の3つを規定している。

① HPA I

国際獣疫事務局（WOAH）が作成した診断基準によりHPA Iウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病

② LPA I

H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（HPA Iウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病

③ 鳥インフルエンザ

HPA Iウイルス及びLPA Iウイルス以外のA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら及び七面鳥の疾病

(2) HPA Iは、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。

(3) HPA Iウイルスは、その伝播力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、国民への鶏肉及び鶏卵の安定供給を脅かし、国際的にも、HPA Iの非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き清浄性を維持継続していく必要がある。

さらに、海外では、家きん等との接触に起因するHPA Iの感染による人の死亡事

例も報告されており、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。

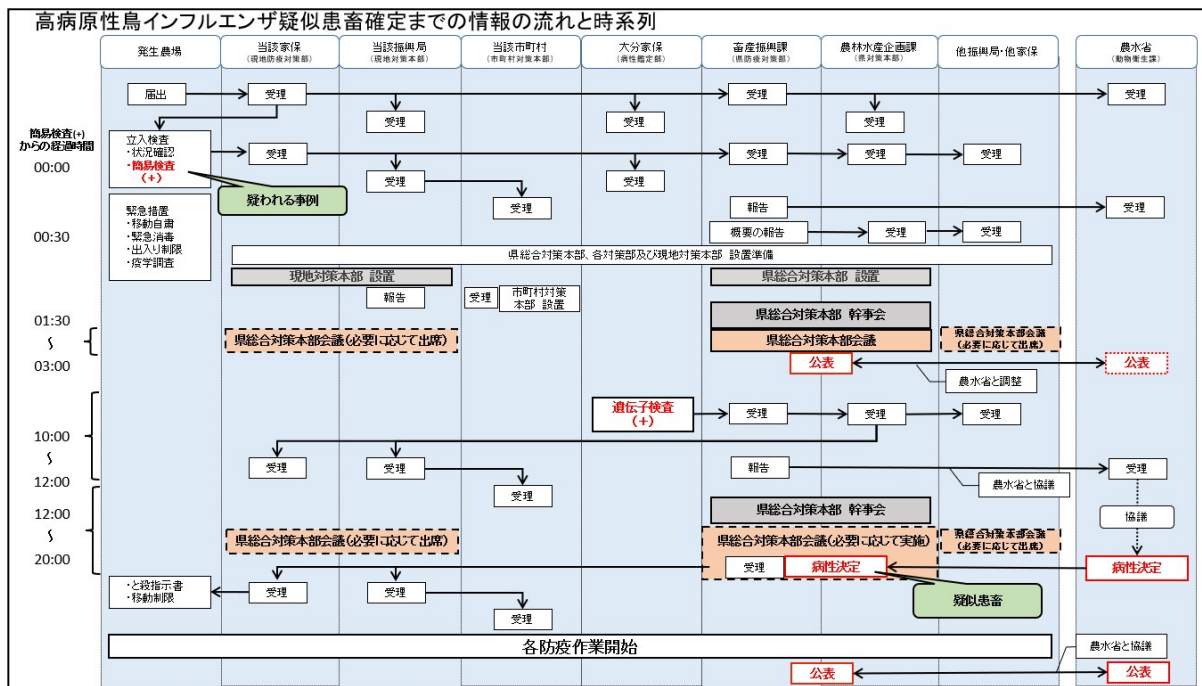
(4) LPAIウイルスは、HPAIウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、HPAIウイルスに変異した発生事例も確認されている。さらに、HPAIウイルスと同様に、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。

(5) 本病については、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から、渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介した侵入も考えられることから、今後も我が国に侵入する可能性は高い。

このため、常に国内にウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、家きんの所有者（当該家きんを管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

3 異常家きんの通報から初動防疫措置開始までの時系列

家きん所有者から異常家きんの通報、疑似患畜決定を受けて初動防疫措置開始までの関係機関毎の一連の流れを以下の表に示す。



【留意事項1】ポイントとなる経過時間

00:00	簡易検査陽性	→ 疑われる事例
12:00～20:00	遺伝子検出検査陽性後、 農林水産省動物衛生課 （以下「動物衛生課」という。）と協議	→ 疑似患畜決定
※	防疫措置開始	

※ 動物衛生課との協議により変動あり

II 発生時に備えた事前の準備

1 初動防疫事前計画書の作成

(1) 家保は、発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、家きん飼養農場ごとに初動防疫事前計画書を作成し、畜産振興課に報告するとともに、報告を受けた畜産振興課は県庁内関係部署と情報共有を図る。

① 対象家きん飼養農場

毎年2月に実施する羽数調査により、家きんを100羽以上飼養する農場（エミュー及びだちょうにあっては10羽以上飼養する農場）に限る。

(2) 以下の事項に留意し初動防疫事前計画書を作成する。

① 家きん飼養農場の飼養羽数は最大羽数とする。

② 肉用鶏飼養農場においては出荷前（約3kg）の日齢、採卵鶏農場においては成鶏、採卵鶏育成農場においては出荷前の日齢とする。

2 現地確認及び情報共有

(1) 初動防疫事前計画書の作成に当たり、家保は、振興局と共に各作業場の予定場所（集会場、クリーンゾーン、埋却地等）の現地確認を行い、情報共有を図るとともに、必要に応じて更新を行う。更新した場合は、速やかに畜産振興課に報告する。

なお、家保及び振興局が行う現地確認は、本病の流行シーズン前までに、家きん飼養農場ごと毎年1回以上行う。

(2) 家保、振興局及び保健所は、家きん飼養農場ごとに想定される集会場及びクリーンゾーンの会場レイアウトを作成し、関係機関と情報共有を図る。

3 連絡体制の確認

畜産振興課、農林水産企画課、新規就業・経営体支援課、企業参入・支援室及び振興局はIVの4の(4)の必要資材・機材調達準備について、年度当初に調達に係る関係団体等の連絡先の確認を行う。

発生時には、近隣県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これら県、市町村、関係機関及び関係団体との連絡窓口を明確化、地域の家きんの飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

4 備蓄資材・機材の確認

家保はIVの4の(4)の①の防疫資材・機材、振興局はIVの4の(4)の②の一般資材について、本病の流行シーズン前までに毎年1回以上、備蓄数量等を確認する。

5 飼養衛生管理基準遵守の指導

家保は、研修会や2の現地確認の際に、家きんの所有者に対して、その飼養している家きんにつき、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、当該家きんに起因する家きんの伝染性疾病のまん延を防止することについて、第一義的責任を有していることへの理解が深まるよう周知徹底を図る。また、飼養衛生管理基準の不遵守、異状発見時の届出の遅延等、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、手当金及び特別手当金が減額されて交付されることを周知する。

特に大規模な家きんの所有者（鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては1万羽以上の所有者をいう。以下同じ。）については、法第52条に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に家保に報告させるなど、十分な指導を行う。

III 異常家きん等の発見から簡易検査判定までの対応

1 家きんの所有者等から届出等を受けたときの対応

(1) 家畜防疫員の派遣

家保は、次の場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

- ① 家きんの所有者、獣医師等から、同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（※）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている旨の届出等を受けた場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等HPA I以外の事情によるものであることが明らかであると獣医師又は家保が判断する場合は、この限りでない。
- ② 民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）や血清抗体検査により陽性となった旨の届出等を受けた場合
- ③ ①及び②のほか、次に掲げる場合などHPA I ウイルス又はLPA I ウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる旨の届出等を受けた場合
ア 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
イ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等HPA I以外の事情によるものであることが明らかであると獣医師又は家保が判断する場合を除く。）又はまとまってうずくまっている場合
- ④ 家きんから採取した検体について動物用生物学的製剤（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。）若しくは再生医療等製品（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の承認を受けた再生医療等製品をいう。）又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体からA型インフルエンザウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認された場合

〈肉冠のチアノーゼ〉



〈肉冠の出血・壊死〉



〈脚部皮下の出血〉



〈嗜眠状態〉



※ 対象期間

当日から遡って21日間（当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあつては、これらの日を除く通算21日間）をいう。以下同じ。

【留意事項2】 死亡の理由がHPAI以外の事情によることが明らかな場合の指導事項

次に例示する場合などについては、家きんの死亡の理由がHPAI以外の事情によることが明らかな場合として差支えないものとする。ただし、家保は当該農場に対し、HPAI以外の事情によるものであることが明らかな場合であっても、翌日も対象期間の平均死亡率の2倍以上の死亡又は5羽以上まとまった死亡を確認した場合は、家保へ届け出るよう指導する。

（例1）

家きんの飼養羽数が少ない（概ね100羽未満）ため、対象期間の平均死亡羽数が0羽であるにもかかわらず、1羽が死亡したことにより、その日の死亡率が対象期間の平均の2倍以上となっている場合であつて、同居家きんにチアノーゼ等のHPAIを疑う症状が認められない場合

（例2）

ひな（21日齢以下のものをいう。以下同じ。）の死亡により、同一の家きん舎内における1日の家きんの死亡率が対象期間の平均の2倍以上になっている場合であつて、当該家きん舎におけるひなの死亡羽数を当該死亡ひなの確認時において同一管理下にあるひなの群の飼養羽数で除して得られる死亡率が、当該家きん舎内における平均的なひなの死亡率（あらかじめ当該農場を管轄する家保と協議して定めたものに限る。）の2倍未満であり、かつ、当該家きん舎内における21日齢を超える家きんの死亡率が、対象期間の平均の2倍未満の場合

（例3）

誘導換羽期間中において当該誘導換羽の対象となっている家きん（以下「換羽家きん」という。）の死亡により、同一の家きん舎内における1日の家きんの死亡率

が対象期間の平均の2倍以上になっている場合であって、当該家きん舎における換羽家きんの死亡羽数を当該死亡家きんの確認時において同一管理下にある換羽家きんの群の飼養羽数で除して得られる死亡率が、当該家きん舎内における平均的な換羽家きんの死亡率（あらかじめ当該農場を管轄する家保と協議して定めたものに限る。）の2倍未満であり、かつ、当該家きん舎内における換羽家きん以外の家きんの死亡率が、対象期間の平均の2倍未満の場合

(2) 家保及び家畜防疫員の措置

家保は、家きんの所有者、獣医師等から(1)の届出等を受けた場合には、以下の対応を行う。また、家畜防疫員が立入検査等により、異常家きんを発見した場合であってもこれに準じる。

① 届出者からの疾病状況聴取等

届出等を受けた家畜防疫員は、「異常家きん等の届出を受けた際の報告」（国指針別記様式1）により聞き取りを行う。

本病を疑う場合は、家きんの所有者等に対し緊急的な措置について指導するとともに、立入検査を行う旨を伝え家畜防疫員の到着予定時刻を知らせ、到着まで農場で待機するよう指示する。

② 家きんの所有者から届出があった場合の指導事項（家保から所有者に対する指導事項）

ア 異常家きん以外の家きんを含む全ての家きんについて、当該農場からの移動を自粛すること。

イ 排水について、立入検査の結果が判明するまで、又は適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。

ウ 農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。

エ 農場外に病原体を広げるおそれのある物品を搬出しないこと。家きんの所有者及び従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。

オ 異常家きん及び当該異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は、他の家きんと接触することがないようにすること。

カ 農場従業員等に、防護マスク等の着用を促すこと。

キ 保健所職員による農場従業員等に対する健康調査に協力すること。

③ 獣医師から届出があった場合の指導事項（家保から獣医師に対する指導事項）

ア 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、ウイルスの拡散を防止するよう②のアからカまでの助言及び指導をすること。

イ 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。

ウ 帰宅後は、車両内外を十分に洗浄・消毒するとともに、衣類を洗濯し、入浴し

て身体を十分に洗うこと。

エ 異常家きんが患畜又は疑似患畜でないと判明するまでの間は、鳥類の飼養施設に立ち入らないこと。

オ 本病と判明した場合には、異常家きんを診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、鳥類の飼養施設に立ち入らないこと。

④ 食鳥処理場から届出があった場合の指導事項（家保から食鳥処理場に対する指導事項）

ア 食品・生活衛生課と協議の上、原則として、異常家きん及びこれと同一の農場から出荷された家きんのと殺を中止するとともに必要に応じて当該食鳥処理場に出入りする関係者に情報提供すること。

イ 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両については、消毒を徹底するとともに、異常家きんがHPA Iの患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設に出入りしないよう指導すること。

ウ 従業員等（異常家きんの届出時に食鳥処理場に入場していた全ての者をいう。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。

エ 従業員等及び（1）の情報提供を受けた者のうち異常家きんの搬入日以降に当該食鳥処理場に入場した者（以下「処理場入場者」という。）は、異常家きんがHPA Iの患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設に立ち入らないこと。

オ 異常家きんの出荷農場を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、②のアからカまでの指導を行うこと。

カ 異常家きんの出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該食鳥処理場に家きんを搬入していた車両及び運転手を特定し、当該車両の消毒を徹底するとともに、原則として、異常家きんがHPA Iの患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設（異常家きん出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

キ HPA Iと判明した場合には、処理場入場者に対し、異常家きんが患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、鳥類の飼養施設（異常家きん出荷農場及び処理場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、処理場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

（3）家保所長及び畜産振興課への報告

① 届出等を受けた家畜防疫員は国指針別記様式1を作成し、家保所長にその旨を報告する。

② 報告を受けた家保所長は、報告内容を確認の上、本病の発生を想定し、通報内容、立入検査を実施する旨及び現地到着予定時間について国指針別記様式1と併せて畜産振興課、管轄振興局及び大分家保病性鑑定部へ報告する。

③ 畜産振興課は、速やかに農林水産部長及び農林水産企画課に報告するとともに、

動物衛生課へ報告する。（国指針別記様式1）

- ④ 畜産振興課は、家保へ「異常家きんの症状等に関する報告」（国指針別記様式2-1）及び「異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告」（国指針別記様式2-2）（以下「現地調査票」という。）の作成を指示する。

2 立入検査

（1）立入準備

家保は、家きんの所有者等から届出等を受けたときに備え、常に立入検査に必要な病性鑑定用資材等の点検と準備をしておく。

（2）出動

本病を疑う届出等を受けた家保の家畜防疫員は、病性鑑定用資材及び消毒資材等を携行して複数名で農場に急行する。なお、立入検査は、本病を想定しウイルスの散逸防止等に十分配慮した防疫措置を講じる。

【留意事項3】家畜防疫員が現地に携行する用具について

- ① 農場立入用衣類
防疫服、手袋（薄手、厚手）、防護マスク、帽子、ゴーグル、長靴 等
- ② 臨床検査用資材
懐中電灯、白布（消毒薬に浸し、その上に③及び④の器材を置くために用いる）等
- ③ 簡易検査用資材
インフルエンザ簡易検査キット 等
- ④ 採材器材
滅菌綿棒、遠沈管、採血器具（採血管、採血針、シリンジ、シリンジ用針）、アルコール綿花、タッパー、感染性廃棄物処理用バック、保冷資材、クーラーボックス、剖検用具 等
- ⑤ 連絡及び記録用資材
公用携帯電話、筆記用具、各種様式用紙、地図、デジタルカメラ、画像送受信機 等
- ⑥ 消毒用資材
バケツ、消毒液、噴霧消毒器 等
- ⑦ その他
各種ビニール袋、ガムテープ、ビニールテープ、マジック 等

（3）立入検査

- ① 家畜防疫員は、農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に駐車する。家畜防疫員1名は衛生管理区域外で待機し、その他の家畜防疫員は防疫服を着用

し、携行した用具を持って農場内に入る。

② 農場内に入った家畜防疫員は、家きんの所有者等に疾病や検査方法等について説明するとともに、届出内容を確認し、その他必要な事項に関する聞き取り調査及び異常家きん等の臨床検査等を実施し、現地調査票（国指針別記様式2-1、2-2）を作成する。

③ 農場内に入った家畜防疫員は、臨床検査の際、異常家きんの病変部位、発症家きんがいる場所等をデジタルカメラ等で鮮明かつ十分に撮影し、家保へ送信する。

また、家きん等の死亡状況（特に、同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上になっていないかを確認する。）、臨床検査等の実施状況、家きんの所有者等がそれまでにとった措置及び疫学関連事項等を家保へ報告する。

④ 家畜防疫員は、異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては8羽以上（8羽に満たない場合は全羽）、生きた家きんについては少なくとも2羽）を対象とした簡易検査を行い、結果について家保へ報告する。

簡易検査については、死亡家きんを優先し、検体については、鶏を対象とした簡易検査を実施する場合、原則として、1羽につき気管スワブを1検体として、鶏以外の家きんを対象とした簡易検査を実施する場合、1羽につき気管スワブ及びクロアカスワブのそれぞれを1検体として実施する。

また、死亡家きんの気管スワブは、気管を切開し粘膜を直接こすりとり採材する。全長の半分は簡易検査に用い、残り半分は遺伝子検出検査（PCR検査及びリアルタイムPCR検査をいう。以下同じ。）及びウイルス分離検査用の材料とする。

⑤ 家保所長は、④の結果を畜産振興課、大分家保病性鑑定部、管轄の振興局へ報告する。併せて、現地調査票（国指針別記様式2-1）を畜産振興課に提出する。

（4）簡易検査陽性時の検査材料の採材

農場内の家畜防疫員は、家きんの個体識別ができるように記録し、以下の検査材料を採材する。なお、採材する家きんは（3）の④で検査した家きんと同一家きんとする。

ア 新鮮な死亡家きん

- ・気管 8羽 ※1
- ・クロアカスワブ（簡易検査後、再採材） 8羽 ※1※2
- ・死体 3羽 ※3

イ 生きた家きん（臨床症状のあるもの。ない場合は正常家きん）

2羽 ※4

※1 初回の簡易検査陽性数が3羽未満だった場合、畜産振興課へ報告後、死亡家きんの気管について追加の簡易検査を陽性羽数が3羽以上になるまで実施（10羽を目途）。その場合、気管及びクロアカスワブ（鶏以外の家きんに限る）の採材羽数は簡易検査を実施したすべての家きんとする。

また、追加簡易検査においても簡易検査陽性数が3羽に満たない場合、当該家保は、畜産振興課と協議し対応を決定する。

- ※2 クロアカスワブは鶏以外の家きんを対象に検査する場合のみ検査対象とする。
- ※3 簡易検査陽性となった家きん。生きた家きんで簡易検査陽性となった場合、イの生きた家きんで代替可能
- ※4 大分家保で気管及びクロアカスワブ（鶏以外の家きんに限る）を採材するため生体を搬入すること。

HPAI・LPAIの検査および採材について（鶏）

【簡易検査】



異常家きんが認められない場合には、生きた家きんを対象とする

死亡家きんが8羽に満たない場合、死亡家きん全羽＋異常家きん2羽を対象に検査を実施

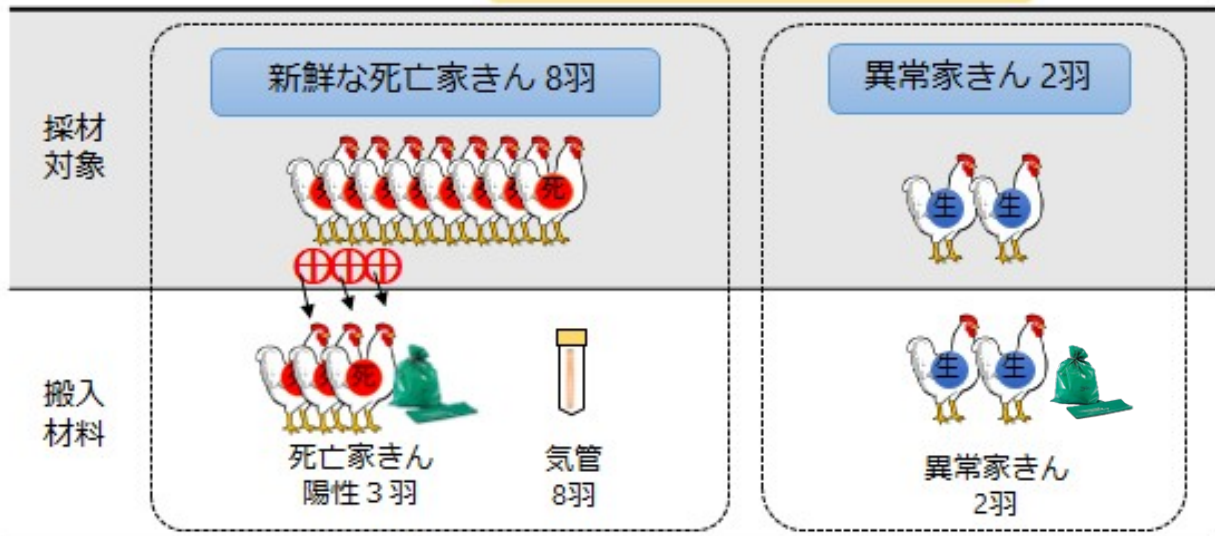
簡易検査
陽性

簡易検査で陽性数が少ない場合（気管材料で2/8羽以下）

- ・検査結果を畜産振興課に連絡し対応を協議する（097-506-3678）
- ・追加検査は、死亡家きんもしくは異常家きんの気管を材料とし8羽程度実施

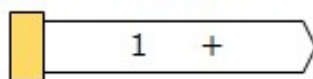
【病鑑持込用材料の準備】

検査材料に**PBSの添加は不要!!**



遠沈管に簡易検査の結果を必ず記入

（ナンバリング例）：
検体番号、簡易検査結果



- ・気管は簡易検査に使用していない部分を採材
- ・家きんの搬入は、1羽ずつ検体番号を記載した滅菌袋に入れる

病性鑑定部へ記録表を添えて持込

HPAI・LPAIの検査および採材について（鶏以外）

【簡易検査】（鶏以外の家きん）



異常家きんが認められない場合には、生きた家きんを対象とする

死亡家きんが8羽に満たない場合、死亡家きん全羽+異常家きん2羽を対象に検査を実施

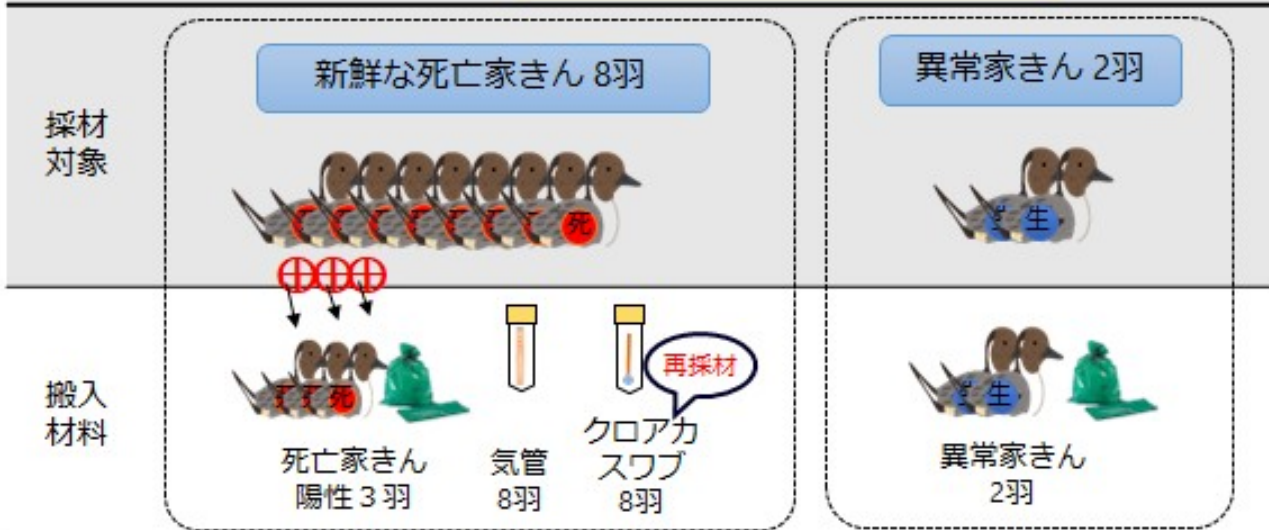
簡易検査
陽性

簡易検査で陽性数が少ない場合（気管材料で2/8羽以下）

- ・検査結果を畜産振興課に連絡し対応を協議する（097-506-3678）
- ・追加検査は、死亡家きんもしくは異常家きんの気管・クロアカスワブを材料とし8羽程度実施

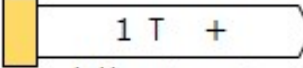
【病鑑持込用材料の準備】

検査材料に**PBSの添加は不要!!**



遠沈管に簡易検査の結果を必ず記入

（ナンバリング例）：
検体番号、T/C、簡易検査結果


T:気管/C:クロアカ

- ・気管は簡易検査に使用していない部分を採材
- ・家きんの搬入は、1羽ずつ検体番号を記載した滅菌袋に入れる

病性鑑定部へ記録表を添えて持込

(5) 検査材料の持出し、搬送

- ① 農場内の家畜防疫員は、検査材料を家きん舎出入口で密閉容器に収容し、外部を消毒後、衛生管理区域外で待機している家畜防疫員へ受け渡す。
- ② 待機している家畜防疫員は、受け取った検査材料を大分家保病性鑑定部へ搬送するとともに、その旨を家保へ報告する。
- ③ 家保所長は、検査材料を大分家保病性鑑定部へ搬送したこと、簡易検査の結果、検査材料の到着予定時刻、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況等を畜産振興課及び大分家保病性鑑定部に報告する。

(6) 簡易検査結果陽性の報告

簡易検査結果が陽性の場合、畜産振興課は、直ちに結果を農林水産部長、農林水産企画課及び他家保へ報告するとともに、動物衛生課及び九州・沖縄・山口の8県へ報告する。その際、動物衛生課へ現地調査票（国指針別記様式2-1）を併せて報告する。

(7) 疑われる事例が発生した農場への緊急防疫措置

- ① 家畜防疫員は、家きんの所有者等に対して、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、法第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
 - ア 生きた家きん
 - イ 家きん卵（ただし、GPセンター等（液卵加工場を含む。以下同じ。）で既に処理されたもの及び病性等判定日から遡って14日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
 - ウ 家きんの死体
 - エ 家きんの排せつ物等
 - オ 敷料、飼料、家きん飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）
- ② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
- ③ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。
- ④ 必要に応じて、家保は畜産振興課と協議のうえ、当該農場を中心とした半径3km以内の区域の家きん飼養農場について、①に掲げるものの移動自粛等の必要な指導を行う。

(8) 疑われる事例が発生した農場についての疫学調査

立入検査を行った家畜防疫員は、現地調査票（国指針別記様式2-2）に基づき当該農場に関する過去21日間について、管理台帳の確認等により以下を調査し、家保に報告する。家保は、現地調査票（国指針別記様式2-2）を速やかに畜産振興課へ報告する。

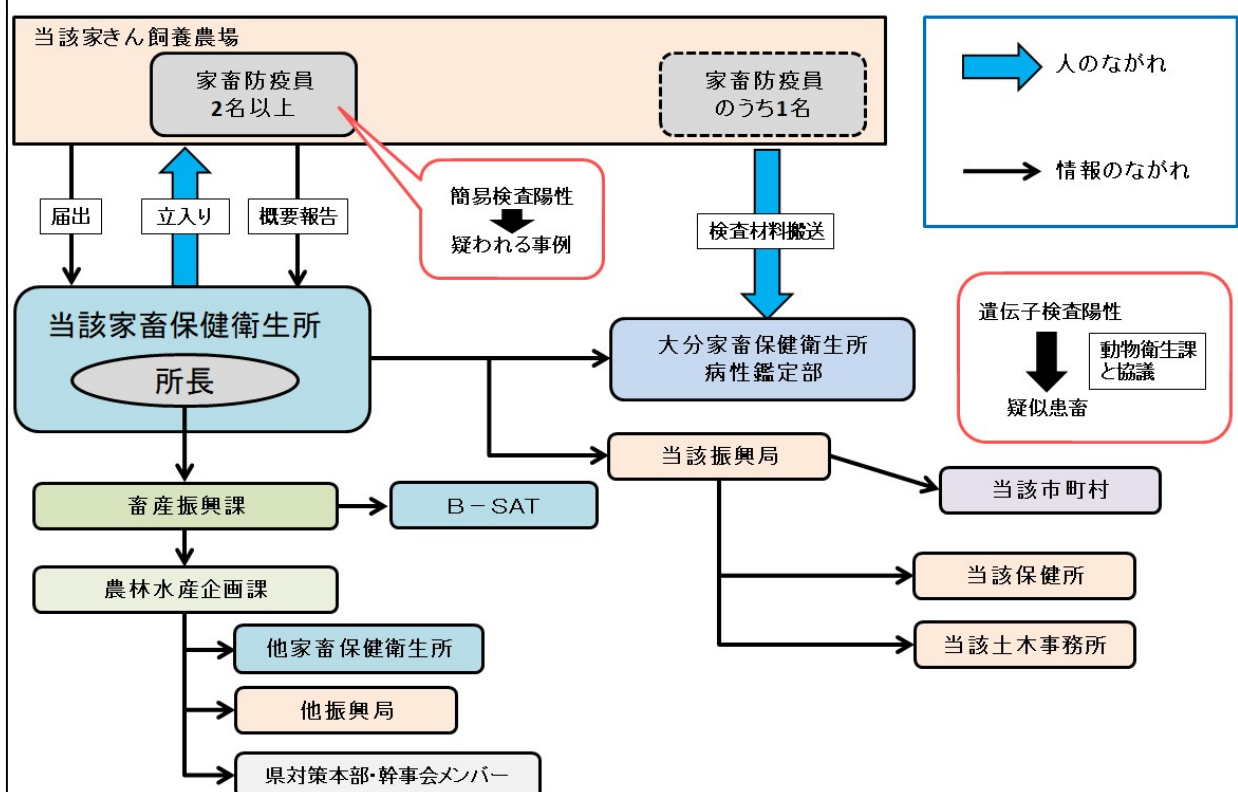
- ① 飼養家きんの移動履歴
- ② 当該農場に出入りした次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴

- ア 家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員及びキャッチャー（鶏を出荷用のカゴ等に入れる作業員）等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者
 - イ 家きんの運搬車両、廃鶏運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域内に立ち入る車両
- ③ 堆肥の出荷先
 - ④ 種卵の出荷先

【留意事項4】 食鳥処理場からHPA Iを疑う旨の届出等を受けた場合

- 1 家保は、当該食鳥処理場に対し、異常家きん及びこれと同一の農場から出荷された家きんのと殺の中止、畜産関係車両の入場の自粛、出場する畜産関係車両の消毒の徹底、異常家きん搬入日以降に入場した者（従業員含む）及び車両のリスト作成を指示するとともに、Ⅲの2に準じた措置を講じる。
- 2 当該食鳥処理場に立入した家畜防疫員は、速やかに異常家きんの所有者を特定し家保へ報告する。異常家きん搬入日以降に入場した者（従業員含む）及び車両のリストも併せて報告する。
- 3 家保は、異常家きんの所有者に対し、異常家きんの出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒の徹底、患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設に出入りしないよう指導するとともに、Ⅲの2に準じた措置を講じる。
- 4 併せて、同日に当該食鳥処理場に家きんを搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒の徹底、患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設に出入りしないよう指導する。

届出から簡易検査陽性時の人・情報の流れ



3 簡易検査陽性時の作業

(1) 疑われる事例の情報共有

畜産振興課は疑われる事例について、以下の事項をまとめ、農林水産企画課に報告する。農林水産企画課はすべての振興局及び家保に情報共有する。

- ・ 時間経過（届出、立入等）
- ・ 発生農場の概要（飼養規模、住所等）
- ・ 移動・搬出制限区域（区域内市町村、区域内家きん飼養リスト等）

(2) 移動制限及び搬出制限予定区域（以下「制限予定区域」という。）の設定

畜産振興課は、国指針に基づき、当該農場を中心に移動制限予定区域（原則として、HPA I の場合は発生地を中心として半径 3 km、LPA I の場合は半径 1 km 以内の区域）及び搬出制限予定区域（原則として、HPA I の場合は発生地を中心として半径 10 km 以内の移動制限区域に外接する区域、LPA I の場合は半径 5 km 以内の移動制限区域に外接する区域）を設定するとともに、当該家保及び制限予定区域にかかる家保と連携し制限予定区域内の家きん飼養農場リスト（農場数、飼養羽数）を作成する。

(3) 制限区域消毒ポイントの設置準備

畜産技術室（耕畜連携推進班）は、県警警備部警備運用課及び土木建築部道路保全課と連携し、以下の消毒ポイントの設置場所等について協議する。

① 移動制限区域外縁付近の消毒ポイント

HPA I：当該家きん飼養農場から半径 3 km

LPA I：当該家きん飼養農場から半径 1 km

② 搬出制限区域外縁付近の消毒ポイント

HPA I：当該家きん飼養農場から半径 10 km

LPA I：当該家きん飼養農場から半径 5 km

協議後、畜産技術室（耕畜連携推進班）は、各消毒ポイント設置予定場所を管轄する振興局に候補地の選定等について指示する。また、土木建築部道路保全課長は、各消毒ポイント設置予定場所を管轄する各土木事務所に候補地の選定等について指示する。

IV 疑似患畜決定までの作業

1 連絡体制

(1) 関係市町村への連絡

当該振興局及び制限予定区域に入る振興局は、制限予定区域内に入る市町村へHPAI又はLPAIの疑われる事例の発生について連絡し、防疫作業に係る協力を要請する。

当該市町村は、関係団体及び区長等に連絡し、防疫作業に係る協力を要請するとともに、防疫措置に関連する施設及び作業場所の周辺の住民、農場及び関連事業者（以下「周辺住民等」という。）に対して、県と連携し、発生概況及び防疫作業等の説明を行う。

(2) 制限予定区域内の家きん所有者への連絡

当該家保及び制限予定区域に入る家保は、制限予定区域内の100羽以上の家きん所有者等（エミュー及びだちょうにあつては10羽以上飼養）へ連絡し、飼養家きんの異状の有無について聞き取り調査をするとともに家きん等の移動の自粛を要請する。また、当該振興局は市町村を通じて、各制限予定区域内の100羽未満の家きん所有者等（エミュー及びだちょうにあつては10羽未満飼養）に対し、飼養家きんの異状の有無の確認及び移動自粛の要請を行う。

なお、聞き取り調査結果については、畜産振興課へ報告する。

(3) その他関係機関への連絡

畜産振興課は、県獣医師会、生産者団体及びその他関係団体へHPAI又はLPAIの疑われる事例の発生について連絡し、必要に応じて、防疫作業に係る協力を要請する。

また、九州・沖縄・山口の8県へ連絡し、まん延防止のため緊密な連携をする。

2 県総合対策本部の設置

農林水産企画課は、幹事会メンバーを招集し、県総合対策本部・幹事会を開催後、「大分県特定家畜伝染病総合対策本部」設置要領に基づき、大分県特定家畜伝染病総合対策本部（以下「県総合対策本部」という。）を設置し、県総合対策本部会議を開催する。併せて、大分県特定家畜伝染病防疫対策部（以下「県防疫対策部」という。）、大分県特定家畜伝染病生活環境対策部（以下「県生活環境対策部」という。）、大分県特定家畜伝染病健康危機管理対策部（以下「県健康危機管理対策部」という。）の各対策部、及び大分県特定家畜伝染病現地総合対策本部（以下「現地対策本部」という。）の設置を決定する。

県防疫対策部は、発生地を管轄する振興局及び制限区域にかかる振興局に対し、現地

対策本部の設置を指示するとともに、市町村長に対し、市町村特定家畜伝染病対策本部の設置を要請する。

3 報道機関への公表

畜産振興課は、「HPA I 又はLPA I が疑われる事例の発生」の公表について動物衛生課と協議する。

その後、農林水産企画課は、「HPA I 又はLPA I が疑われる事例の発生」として公表する。

4 初動防疫作業準備

疑われる事例の発生後、B-SATは、チーム長と畜産振興課の協議により、班編成を行い、B-SAT隊員は当該家保に集合するとともに、迅速かつ的確な初動防疫計画の立案及び各作業場の設営ができるよう当該家保及び当該振興局を補佐する。

また、農林水産部長は、提出された(2)の③の初動防疫計画書を確認後、必要に応じて、現地派遣チームを集会場へ派遣する。さらに、農林水産企画課は、各作業場等で使用する公用携帯電話(充電器を含める)を、現地派遣チームを通じて各作業場の総括へ届ける。

(1) 各作業場の現地調査

当該家保及び当該振興局等から派遣された現地調査員は、IIの1で作成した初動防疫事前計画書を元に、現状調査を行う。以下の各項目を確認し、初動防疫事前計画書の変更について当該家保へ報告する。

① 当該家さん飼養農場

当該家保(立入検査した家畜防疫員)及び当該振興局(農林土木)の現地調査員は連携し、当該農場の基本情報(農場名、飼養形態、鶏舎状況、鶏舎数、家さん飼養羽数等)、農場配置図(衛生管理区域、鶏舎ごとの飼養羽数、飼養ステージ(日齢等))、鶏舎内配置図(鶏舎出入口の広さ、鶏舎内の作業可能の高さ等)、農場に至る道幅、農場内使用重機、病原体拡散防止措置のための消石灰及び粘着シート必要数等について確認する。

併せて、家さん評価額算定の参考資料とするため、と殺対象となる代表的な個体の写真撮影を行う。

② 農場クリーンゾーン

当該家保及び当該振興局の現地調査員は連携し、当該市町村の協力の下、農場の周辺情報(トラックやバス等の移動経路上の施設(学校等)情報等)農場クリーンゾーンの基本情報(住所、所有者、土地の状況等)、位置図(当該農場との位置関係、広さ等)、クリーンゾーンに至る道幅、トラックやバスの大きさ、会場設営のための必要リース資材数(テント、長机・椅子、トイレ、投光器等)等について確認する。

③ 集会場

当該家保及び当該振興局の現地調査員は連携し、当該市町村の協力の下、集会場基本情報（施設名、住所、管理者、長机・椅子の所有数等）、集会場及び周辺の位置図（集会場に至る道幅、駐車場等）、会場設営のための必要リース資材数（長机・椅子等）等について確認する。

④ 埋却地

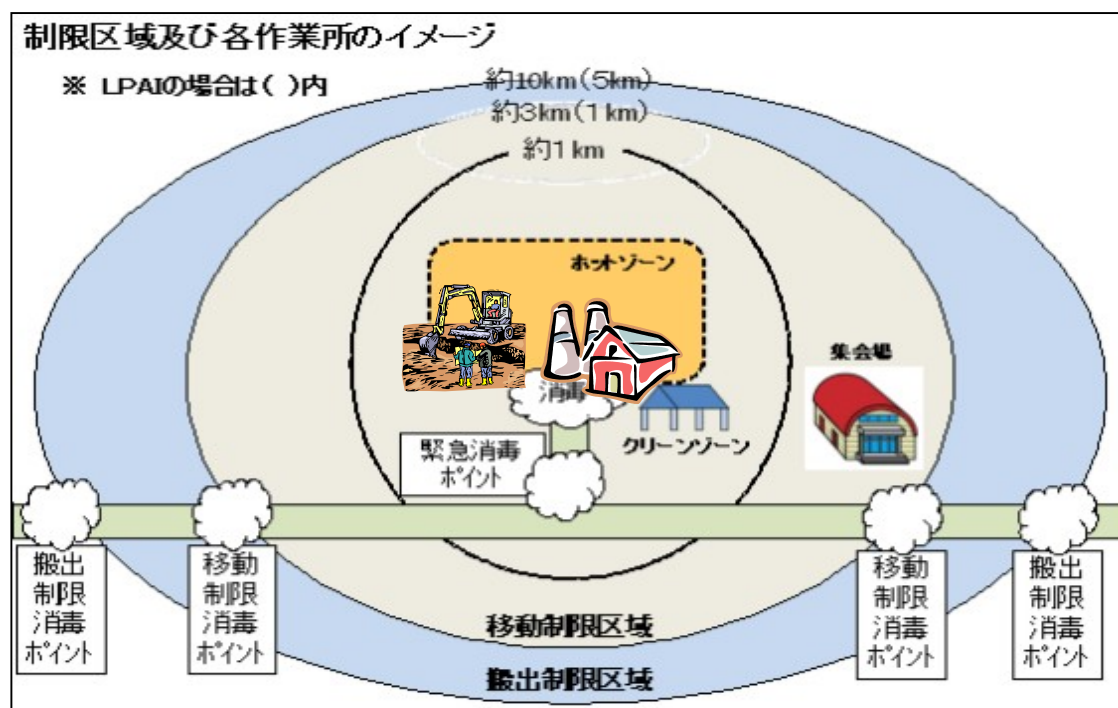
当該家保及び当該振興局（農林土木）の現地調査員は連携し、当該市町村の協力の下、埋却地基本情報（住所、所有者、土地の状況・広さ等）、使用重機（パワーショベル、クレーン車等）、掘削計画（掘削延長等）、必要リース資材・機材（テント、長机・椅子、トイレ、投光器等）等について確認する。

⑤ 緊急消毒ポイント

当該家保及び当該振興局の現地調査員は連携し、当該市町村の協力の下、緊急消毒ポイント基本情報（設置箇所数、住所、土地所有者等）、当該農場からの位置図等について確認する。

⑥ 制限区域消毒ポイント

畜産技術室（耕畜連携推進班）から指示のあった各消毒ポイント設置予定場所を管轄する各土木事務所は、現地調査を行い、具体的な設置場所及び消毒ポイントのレイアウト、必要な資材・機材、必要な作業者の人数等について畜産技術室（耕畜連携推進班）に報告する。



(2) 初動防疫計画書の作成と初動防疫作業準備

① 当該家保は、現地調査員の報告を受け、必要に応じ初動防疫事前計画書を変更し、初動防疫計画書を作成する。また、当該家保は、初動防疫計画書を当該振興局、土木事務所及び保健所等の現地対策本部内で共有し、速やかに初動防疫作業準備に着手するとともに、畜産振興課及び大分家保病性鑑定部へ提出する。なお、初動防疫計画書の提出前であっても、畜産振興課に報告のうえ、当該家保及び振興局の判断

により初動防疫作業の準備に着手することができる。

- ② 当該振興局は、当該家保と連携し、初動防疫計画書に基づき防疫作業支援者の確保を行うとともに防疫作業支援者名簿（当該振興局、当該家保）を作成する。また、防疫作業支援者を現地へ派遣し、各作業場の設営を行う。
- ③ 畜産振興課は、初動防疫計画書の作成に当たって、当該家保及び当該振興局と協議を行うこととし、提出された初動防疫計画書を、速やかに農林水産部長及び農林水産企画課に提出し、農林水産企画課は生活環境企画課、福祉保健企画課及び危機管理室（自衛隊の派遣要請がある場合）へ配布する。併せて、畜産振興課は当該家保以外の家保へ初動防疫計画書を配布する。
- ④ 当該家保は、当該農場への出入口を原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門の閉鎖又は綱を張る等の方法により閉鎖する。また、病原体拡散防止を図るため必要な消石灰（原則、当該家保備蓄分を使用するが、不足分については畜産振興課と協議。）及び粘着シートを当該農場に搬入し、農場の外縁部及び家きん舎周辺に消石灰を散布後、粘着シートを設置する。

【留意事項5】初動防疫計画について

初動防疫計画の立案に当たっては、以下の点に留意する。

- ① 患畜又は疑似患畜は、当該家きん飼養農場内で、原則として、患畜又は疑似患畜であると判定された後、24時間以内にと殺を完了できるよう日程を調整する。
- ② 患畜又は疑似患畜の死体等については、原則として、患畜又は疑似患畜であると判定された後、72時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却する。

なお、24時間及び72時間以内という一定の目安については、初動防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肉用鶏平飼い5～10万羽程度の飼養規模を、採卵鶏ケージ飼いで3～6万羽の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、家きん舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫作業従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した初動防疫計画を作成する。

（3）動員者の確保準備

- ① 防疫作業支援者名簿（保健所）の作成
 - ア 福祉保健企画課及び生活環境企画課は、農林水産企画課と協議の上、初動防疫事前計画書に基づき、防疫作業支援者（保健所）を確保するとともに、名簿の作成を行う。
 - イ 初動防疫計画書が提出された後、福祉保健企画課及び生活環境企画課は、計画に基づき、作成した名簿を農林水産企画課へ報告する。併せて、選定された防疫作業支援者（保健所）へ集会場への派遣を要請する。
- ② 防疫作業支援者名簿（他振興局）の作成

- ア 当該振興局以外の振興局は、農林水産企画課と協議の上、初動防疫事前計画書に基づき、防疫作業支援者（他振興局）を確保するとともに、名簿の作成を行う。
- イ 初動防疫計画書が提出された後、当該振興局以外の振興局は、計画に基づき、作成した名簿を農林水産企画課へ報告する。併せて、選定された防疫作業支援者（他振興局）へ集会場への派遣を要請する。

③ 防疫作業従事者名簿の作成

- ア 農林水産企画課は、地域農業振興課と連携し、畜産振興課と協議の上、初動防疫事前計画書に基づき、防疫作業従事者人数を各所属へ伝え、防疫作業従事者の確保を要請するとともに、名簿の作成を行う。
- イ 初動防疫計画書が提出された後、農林水産企画課は、計画に基づき、各所属に対し、選定された防疫作業従事者の派遣を要請する。その際、事前の健康調査の回答入力や服装や着替え等の持ち物についても指示する。

④ 民間事業者の活用

- ア 農林水産企画課は、初動防疫計画書が提出された後、民間事業者の活用（防疫作業従事者、防疫作業支援者、飲料・軽食等の調達・配送）について畜産振興課と検討を行う。
- イ 民間事業者を活用（防疫作業従事者、防疫作業支援者）する場合、農林水産企画課は、民間事業者に対し、作業員の確保と名簿の提出を要請する。併せて、飲料や軽食等の配送も委託する場合には、配送場所、配送時間等について現地防疫支援対策部と連絡調整するよう指示する。

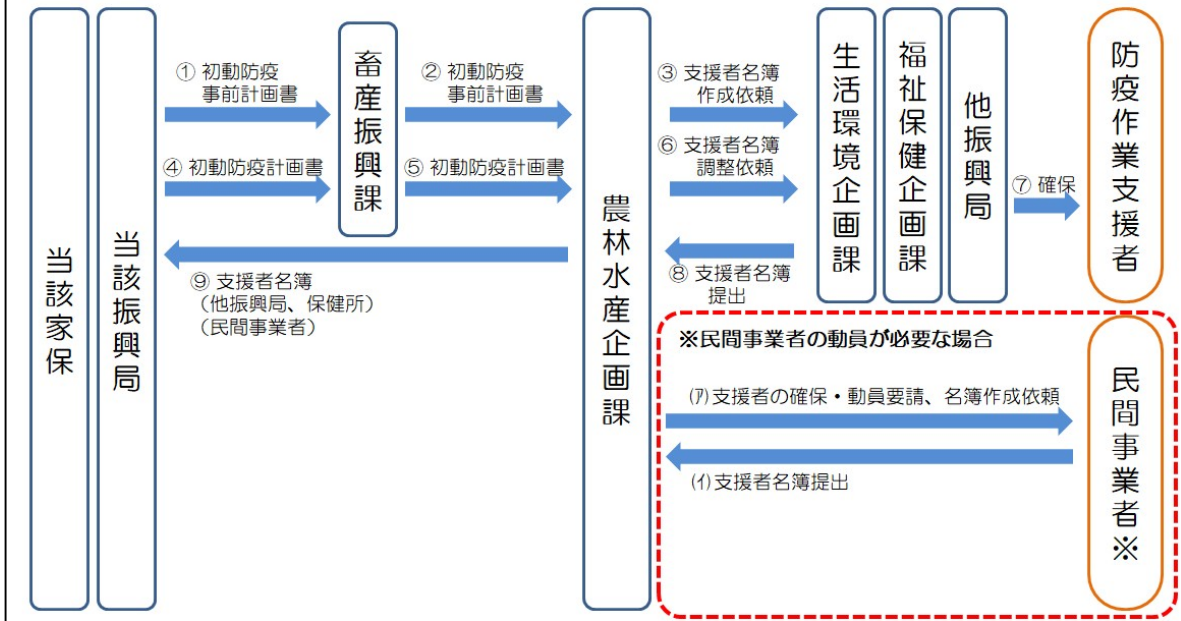
⑤ 自衛隊の派遣要請

- ア 初動防疫計画書が提出された後、自衛隊の派遣を必要とする場合、事前に畜産振興課は動物衛生課と協議する。県防疫対策部長（農林水産部長）はその旨を県総合対策本部長（知事）（以下「本部長」という。）に報告し、本部長は、防災局危機管理室を通じて、派遣要請に係る細部の連絡・調整を行わせ、その結果に基づき、本部長自ら、当初、電話等により口頭で、爾後、文書により正式に自衛隊に災害派遣を要請する。
- イ 危機管理室は、計画に基づき、自衛隊と協議の上、派遣自衛隊員名簿を作成し、農林水産企画課へ送付する。

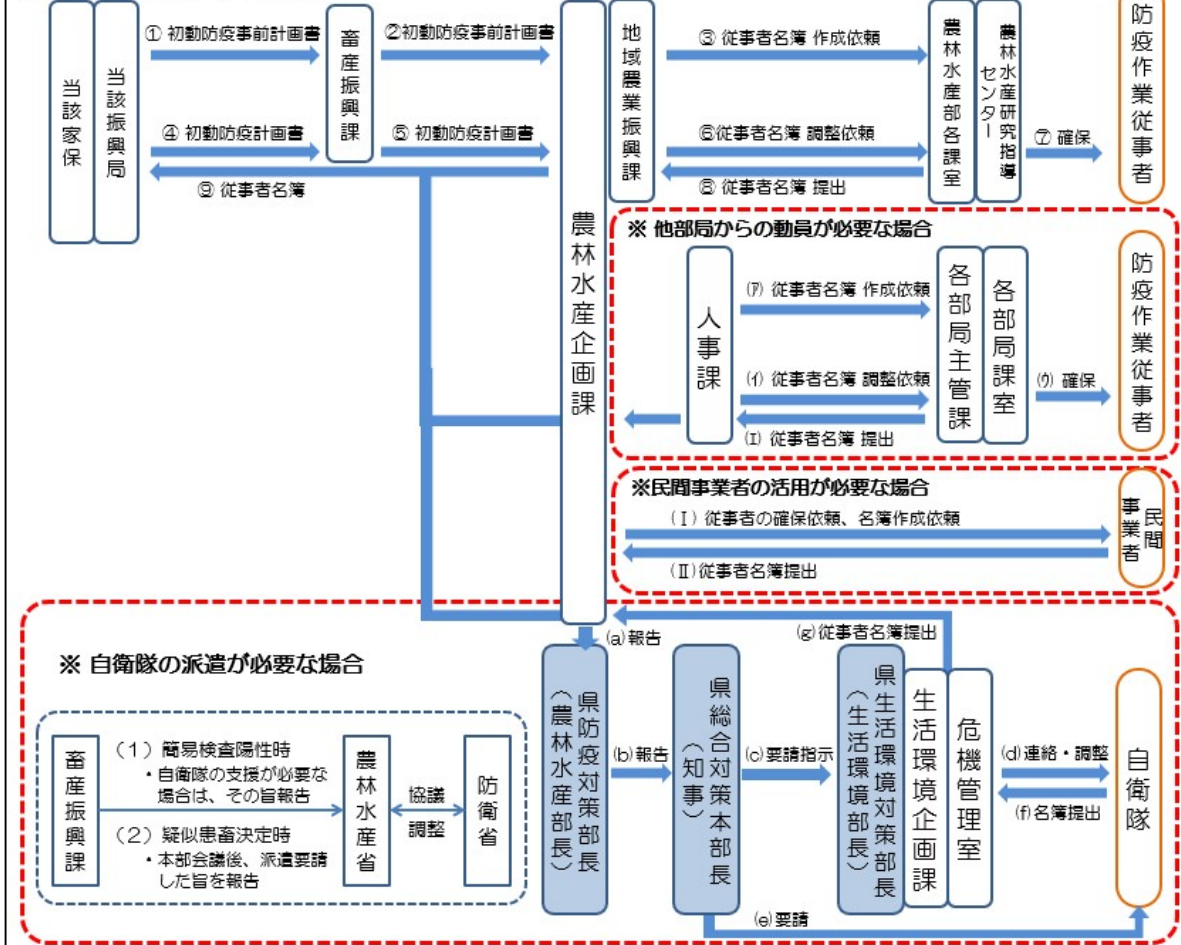
⑥ 名簿の送付

農林水産企画課は、防疫作業支援者名簿（保健所）、防疫作業支援者名簿（他振興局）、防疫作業従事者名簿、民間事業者及び自衛隊の派遣がある場合は民間事業者及び自衛隊員名簿を現地対策本部（当該振興局）及び現地派遣チームへ送付する。現地派遣チームは、現地防疫対策部長（家保所長）及び集会場総括と情報共有する。

防疫作業支援者の確保フロー



防疫作業従事者の確保フロー



【留意事項6】防疫作業従事者の選定について

防疫作業従事者の選定は、以下に該当しない者とする。

- ① 人工透析、インスリン、不整脈、高血圧、心疾患、糖尿病、免疫疾患等により医療機関で治療中の者
- ② 発熱、頭痛、めまい、食欲不振等の体調不良の者
- ③ 職務上又は自宅において家きんを飼養している者
- ④ その他疾病や負傷により作業に不適と判断される者

【留意事項7】民間事業者又は自衛隊の動員について

初動防疫作業が長期間にわたり、行政機能に支障をきたす恐れがある場合に、民間事業者又は自衛隊の動員を検討する（図を参照のこと）。なお、作業前後の健康チェックは、留意事項6に準じて、民間事業者又は自衛隊自身が実施する。

民間事業者又は自衛隊動員の考え方

○防疫作業従事者・支援者の要員

殺処分終了 日数目安	飼養規模目安		民間事業者又は自衛隊
	平飼い	ケージ飼い	
～2日未満	50,000羽 ～ 100,000羽	30,000羽 ～ 60,000羽	/
2日～3日未満	100,000羽 ～ 150,000羽	60,000羽 ～ 90,000羽	動員検討 (複数同時発生時等 県庁職員の動員等では 人員が不足する場合)
3日～	150,000羽～	90,000羽～	動員検討 (県庁職員の動員等では 人員が不足する場合)

【留意事項8】防疫作業従事者の集合場所について

IVの4の(3)の③のイにより派遣される防疫作業従事者は、原則として県庁に集合し、バス等により集会場へ移動する。

(4) 必要資材・機材調達準備

① 防疫資材・機材

ア 当該家保及び大分家保は、備蓄している防疫資材・機材の搬出準備を行う。

イ 畜産振興課は、初動防疫計画書を基に、協定業者又は家保と防疫資材・機材の搬出について調整し、農林水産企画課へ報告する。

ウ 農林水産企画課は、必要に応じて、新規就業・経営体支援課、企業参入・支援室及び地域農業振興課へ、家保の防疫資材・機材を指定場所へ運搬するよう指示する。

エ 新規就業・経営体支援課、企業参入・支援室は、家保に備蓄してある防疫資材・機材の輸送車両の手配を行うとともに、畜産振興課と随時連絡調整を行う。

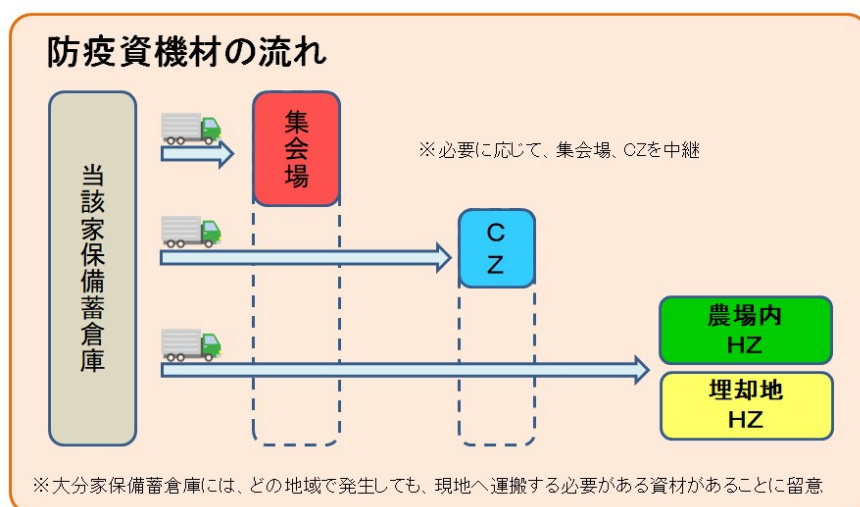
【留意事項9】防疫資材・機材の輸送車両について

防疫資材・機材の輸送車両の手配は以下のとおりとするが、車両の空き状況に合わせて変更するものとする。

- ① 防疫資材・機材の輸送車両は、第一陣として大分県建設機械レンタル協会を通じて、2tアルミバントラックを借り、備蓄資材・機材を運搬する。
- ② ①の輸送車両は作業場（集会場、クリーンゾーン、ホットゾーン）ごとに専用の車両を準備する。
- ③ トラック協会へ依頼する場合は、①で家保の備蓄資材・機材を運搬した後、各作業場への消耗品等の補充を中心に依頼する。

オ 振興局等は、畜産振興課の指示により、速やかに家保の防疫資材・機材の搬出（車両等への積込み）のための人員を派遣する。また、農林水産研究指導センター本部は、地域農業振興課の指示により、速やかに豊後大野家保若しくは宇佐家保の防疫資材・機材の搬出（車両等への積込み）のための人員の派遣を農林水産研究指導センター農業研究部若しくは農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループに指示する。また、農林水産研究指導センター本部は、地域農業振興課の指示により、エの輸送車両の運転者を農林水産研究指導センター関係所属から派遣する。

カ 畜産振興課は、必要な炭酸ガスボンベのホットゾーン（発生農場）への運搬を協定業者に依頼する。



② 一般資材

当該振興局は、一般資材を確保し、(1)で決定した各作業場への配送を行う。(一般資材には、動員者に対する飲料等を含む。)また、畜産振興課は備蓄している軽食を当該振興局又は集会場に配送するよう手配する。

③ リース資材・機材

ア 新規就業・経営体支援課、企業参入・支援室は簡易検査陽性の連絡を受け、大分県建設機械レンタル協会にリース資材・機材を発注する予定があることを連絡する。

また、畜産振興課は、初動防疫計画書を基に、リース資材・機材(テント、発電機、夜間照明器具、仮設トイレ等)をリストアップし、新規就業・経営体支援課、企業参入・支援室に対し、リース資材・機材の調達及び指定場所への輸送について指示する。

イ 新規就業・経営体支援課、企業参入・支援室は、指示を受け、大分県建設機械レンタル協会へ資材・機材及び輸送用トラック等を手配するとともに、随時連絡調整を行う。

④ 重機・機材等

当該振興局は、初動防疫計画書に基づき、死体等の運搬、埋却作業に必要な重機、機材、オペレーターについて建設業協会等へ手配する。なお、現地で手配できない重機、機材、オペレーターについては、農林水産企画課へ手配を要請し、農林水産企画課は、必要に応じて地域農業振興課に対し、農林水産研究指導センター関係所属の重機を現地に運搬するとともに、重機のオペレーターとして農林水産研究指導センターの職員を現地に派遣するよう指示する。農林水産研究指導センター本部は、地域農業振興課の指示により、速やかに重機の運搬及びオペレーターの派遣をするよう農林水産研究指導センター畜産研究部等に指示する。

【留意事項10】建設業協会にオペレーターを手配する際の伝達事項

当該振興局は、建設業協会に対し重機オペレーターを手配する際、作業前後の健康チェックは、建設業協会(オペレーター)自身で行う旨を伝える。健康チェックの内容は、留意事項6に準じる。

⑤ 防疫作業従事者等の輸送用バス

ア 農林水産企画課は、県庁と集会場間の防疫作業従事者等の輸送を行う、適当な大きさの輸送用バス等についてバス協会等へ手配する。

イ 当該振興局は、初動防疫計画書に基づき、集会場とクリーンゾーンとの間の防疫作業従事者等の輸送を行う、適当な大きさの輸送用バス等について市町村又はバス会社等へ手配する。手配が困難な場合は、農林水産企画課へ手配を要請する。この場合、農林水産企画課は輸送用バス又はタクシーをバス協会やタクシー協会等へ手配する。

⑥ 国土交通省九州地方整備局の照明車

畜産振興課は、必要に応じて国土交通省九州地方整備局が所有する照明車を手配する。

⑦ 防疫資材・機材及びリース機材等の手配状況の報告

農林水産企画課は、家保から搬入される防疫資材・機材、大分県建設機械レンタル協会等から搬入されるリース機材、トラック協会の運送用トラック等の手配状況を当該振興局及び現地派遣チームへ報告する。

(5) 集会場及びクリーンゾーンの設営

- ① 当該家保及び当該振興局は、初動防疫計画書に基づき、防疫作業支援者を指定された時間に集会場へ派遣する。なお、保健所の防疫作業支援者については、福祉保健企画課及び生活環境企画課が確保し、指定された時間に集会場へ派遣する。
- ② 当該振興局は、当該振興局の防疫作業支援者名簿と、(3)の⑥のアで農林水産企画課から受領した防疫作業支援者名簿をとりまとめ、当該家保に共有するとともに、印刷して集会場へ持参する。併せて、防疫資材・機材等の手配状況を連絡する。
- ③ 防疫作業支援者は、各作業場到着後、集会場及びクリーンゾーンの総括の指示の下、輸送されたリース資材・機材及び防疫資材・機材等を受け入れ、各作業場の設営を行う。

【留意事項11】 防疫作業に従事するB-SATの健康チェック

防疫作業に従事するB-SATは、自宅等で体温を測定するとともに、留意事項6に該当しないことを自ら確認し、当該家保や畜産振興課と協議のうえ、指示のあった場所に集合する。

5 遺伝子検出検査陽性判定時に備えた準備に関する報告

畜産振興課は、遺伝子検出検査の結果が出る前に、速やかに次の措置を講じ、その内容について動物衛生課に報告する。特に、他機関と調整を要する、国や他都道府県からの人員や資材の支援に関する事項については、直ちに報告する。

- (1) 当該農場における家きん舎等の配置の把握
- (2) 周辺農場における家きんの飼養状況の整理
- (3) 家きんのと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む）
- (4) 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省が保有する移動式焼却炉及び盛土用法面保護資材等の利用の有無を含む。）

(5) 消毒ポイントの設置場所の選定

(6) 当該農場の所在する市町村、九州・沖縄・山口の8県及び関係団体への連絡

6 病性鑑定

大分家保病性鑑定部は、持ち込まれた検査材料を用い国指針に基づき、遺伝子検出検査及びウイルス分離を実施するとともに、各検査の判定予定日時について畜産振興課へ報告する。

(1) 遺伝子検出検査

① 検査結果の報告

ア 大分家保病性鑑定部は、遺伝子検出検査結果について速やかに畜産振興課へ報告する。

イ 畜産振興課は、遺伝子検出検査結果を県防疫対策部長、農林水産企画課及び各家保へ報告するとともに動物衛生課へ報告する。

ウ 農林水産企画課は、振興局へ遺伝子検出検査結果を連絡する。連絡を受けた振興局は、その旨を関係市町村等に連絡する。

② 遺伝子検体等の郵送

ア 畜産振興課は、遺伝子検出検査の結果、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された場合、動物衛生課とあらかじめ協議の上、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）に核酸抽出物及び簡易検査陽性検体（懸濁液、スワブ）を送付するよう大分家保病性鑑定部に指示する。

イ 大分家保病性鑑定部は、「採取した検体の郵送に当たっての注意（国指針別記）」の事項に留意し、病性鑑定材料を動物衛生研究部門に送付する。その際、国指針別記様式3及び別記様式2-1を添付するとともに、同様式を畜産振興課あて送信する。

(2) ウイルス分離検査

① 検査結果の報告

ア 大分家保病性鑑定部は、検査結果について速やかに畜産振興課へ報告する。

イ 畜産振興課は、検査結果を県防疫対策部長、農林水産企画課及び家保へ報告するとともに動物衛生課へ報告する。

② 分離されたウイルスの郵送

ア 畜産振興課は、ウイルス分離検査の結果、赤血球凝集能のあるウイルス（HI試験によりニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限り。）が分離された場合、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、動物衛生研究部門に分離ウイルスを送付するよう大分家保病性鑑定部に指示する。

イ 大分家保病性鑑定部は、HA価が8倍以上であることを確認し、尿膜腔液

500 μ l 以上を動物衛生研究部門に確認する。

ウ 大分家保病性鑑定部は、国指針別記の事項に留意し、病性鑑定材料を動物衛生研究部門に送付する。その際、国指針別記様式3を電子メールにより動物衛生研究部門あて提出する。

7 疑似患畜の決定

大分家保病性鑑定部の遺伝子検出検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された場合、畜産振興課は直ちに動物衛生課へ報告し、動物衛生課の判定により疑似患畜と決定される。

なお、動物衛生課は、大分家保病性鑑定部の遺伝子検出検査により病性が判定されなかった場合には、大分家保病性鑑定部の行うウイルス分離検査並びに動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査及び分離ウイルスの病原性判定試験の結果等に基づき、病性を判定する。

【留意事項12】 本病の患畜及び疑似患畜とは

1 HPAI

農林水産省は、病性判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家きんをHPAIの患畜又は疑似患畜と判定する。

(1) 患畜

- ① 分離されたウイルスが病性判定試験により病原性が高いと判断される家きん
- ② 遺伝子検出検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、かつ、HA開裂領域の遺伝子解析により高病原性と判断される配列が検出された家きん

(2) 疑似患畜

- ① 患畜が確認された農場で飼養されている家きん
- ② 死亡、チアノーゼ等のHPAIウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認された農場において飼養されており、かつ、次のいずれかに該当する家きん

ア 患畜又は疑似患畜（以下のイからエに掲げる家きんに限る。）が確認された農場と疫学的関連のある農場で飼養されており、簡易検査によりA型インフルエンザウイルスが検出された家きん

イ 遺伝子検出検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された家きん

ウ 分離されたウイルスについて、遺伝子検出検査によりH5若しくはH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5若しくはH7亜型であることが確認された家きん

エ 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス

に対する抗体が検出された家きん

- ③ ②に掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん
- ④ 患畜又は疑似患畜（②に掲げる家きんに限る。）が確認された農場で、患畜又は疑似患畜（②に掲げる家きんに限る。）であると判定された日（発症していた日が推定できる場合には、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わっていた者が当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん。ただし、当該他の農場の飼養家きんに異常が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合には、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。
- ⑤ 疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん
- ⑥ 疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（②に掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

2 L P A I

農林水産省は、病性判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家きんをL P A Iの患畜又は疑似患畜と判定する。ただし、H P A Iの患畜又は疑似患畜であると判定されるものを除く。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から畜産振興課に通知する。

(1) 患畜

分離されたウイルスがH 5又はH 7亜型のA型インフルエンザウイルスであって、病原性判定試験により病原性が低いと判断される家きん

(2) 疑似患畜

- ① 患畜が確認された農場で飼養されている家きん
- ② 血清抗体検査によりA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場において、採材した検体についての遺伝子検出検査によりH 5又はH 7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な遺伝子が検出された家きん
- ③ 分離されたウイルスについて、遺伝子検出検査によりH 5若しくはH 7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はH I試験によりH 5若しくはH 7亜型であると確認された家きん
- ④ 血清抗体検査によりH 5又はH 7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場で飼養されており、抗体の陽転又は抗体価の上昇が確認された家きん
- ⑤ ②から④までに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん

⑥ 患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（②から④までに掲げる家きんに限る。）の病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わっている者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん

ただし、当該他の農場の飼養家きんに異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

⑦ 疫学調査の結果により、患畜又は疑似患畜（②から④までに掲げる家きんに限る。）の病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん

⑧ 疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（②から④までに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家きん__

【留意事項13】 患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が、他の農場の飼養管理を行っている場合における協議

家畜防疫員が次の措置が全て講じられていることを確認した場合は、畜産振興課は、留意事項12の1の（2）の④及び同2の（2）の④の家きんについて、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外できる。

1 本病感染の否定

- （1）発生農場で直接の飼養管理を行った飼養管理者（以下「飼養管理者」という。）が直接の飼養管理を行っている全ての農場（発生農場を除く。）における全家きん舎において、高病原性鳥インフルエンザを疑う症状が確認されていないこと
- （2）1日の家きんの死亡率が対象期間の平均の2倍未満であること
- （3）全ての家きんが、患畜又は疑似患畜と過去7日間接触していないこと

2 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

家畜防疫員が、発生時の立入検査の際に、飼養管理者が管理する全ての農場において、飼養衛生管理基準が厳格に遵守され、更に、発生予防措置を強化する事項として次について取り組まれていることが確認できる場合。

- （1）衛生管理区域が明確に設定されており、従業員を含む全ての農場来場者が記録され保存されていること
- （2）全家きん舎において、防鳥ネットの網目の隙間が2 cm 以下又は同等の効果をも有すると認められる設備が整備され、野鳥が家きん舎へ侵入しないための対策が徹底されていること
- （3）定期的に農場内の点検を行い、農場敷地内のため池等の野鳥が飛来する可

能性が高い場所に飛来防止のための対策がとられており、家きん舎の破損部や隙間及び排気管からねずみ等の野生動物が家きん舎へ侵入しないための対策が徹底されていること

- (4) 農場において使用される作業着、長靴等が当該農場専用であり、他農場へ持ち出されていないこと
- (5) 農場に入退場する畜産関係車両が消毒設備により消毒されていること。

3 その他発生予防・まん延防止対策の実施

飼養管理者が管理する全ての農場において、病性判定日から遡って7日目から現在までの間に次の措置がとられていたことが、発生時の家畜防疫員の立入検査で確認できる場合。

- (1) 家きん舎又は衛生管理区域内への入場時にシャワーイン（農場間を移動する際に自宅等で入浴した場合を含む。）が行われており、かつ、眼鏡等の身につけているものを消毒する措置がとられていること
- (2) 飼養管理等に関連する器材及び車両が専用で、定期的に洗浄・消毒されており、作業動線が他の農場と交わらないこと
- (3) 敷地内にGPセンター等又は食鳥処理場が設置されている場合、車両消毒装置が整備され、敷地内へ入退場する車両の消毒が徹底されていること

V 疑似患畜決定後の作業

1 関係者への連絡

- (1) 畜産振興課は、疑似患畜決定後、速やかに県防疫対策部長、農林水産企画課及び家保へ連絡するとともに、九州・沖縄・山口の8県及び畜産関係団体等へ疑似患畜決定について連絡する。
- (2) 当該家保は、当該家きん所有者へ疑似患畜決定について連絡する。
- (3) 農林水産企画課は、振興局へ疑似患畜決定について連絡する。連絡を受けた振興局は、その旨を関係市町村等に連絡する。
また、農林水産企画課は、県総合対策本部員に連絡し、必要に応じて県総合対策本部会議の開催準備を行う。

2 県総合対策本部・幹事会及び県総合対策本部会議の開催

農林水産企画課は、「大分県特定家畜伝染病総合対策本部」設置要領に基づき、幹事会メンバーを招集し、県総合対策本部・幹事会を開催後、必要に応じて県総合対策本部会議を開催する。

3 初動防疫作業開始

県防疫対策部長は、疑似患畜が決定した際、本部長の了承を受け、速やかに、現地派遣チームを通じ、現地防疫対策部長へ初動防疫計画書に基づき初動防疫作業の開始を指示する。

現地防疫対策部長は、集会場総括等を通じ、ホットゾーン総括へ初動防疫作業の開始を指示する。

4 と殺指示

当該家保の家畜防疫員は、当該家きん所有者に対し、疑似患畜決定の旨を伝えるとともに、法第16条の規定に基づくと殺指示書（国指針別記様式5）を交付し、法第52条の3の規定により審査請求をすることができないこと、指示に違反した場合には処罰されること等について、遺漏なく説明する。

また、当該家保の家畜防疫員は、当該家きんの所有者に対して、当該家きんに起因する本病のまん延を防止することについて、当該所有者が当該家きんのと殺、死体の焼埋却、汚染物品の焼埋却、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有していることを説明する。

【留意事項14】家畜防疫員による初動防疫措置の実施について

当該所有者による迅速かつ適切など殺、死体及び汚染物品の処理、家きん舎等の消毒の実施が困難であると認められる場合においては、法に基づき、家畜防疫員が実施する。

【留意事項15】所有者の管理履歴や家きんの移動履歴により疑似患畜が確認された場合の対応方針

県内の家きん農場でウイルス分離検査や遺伝子検出検査により患畜や疑似患畜（留意事項12の1の（1）及び（2）の①～③並びに同2の（1）及び（2）の①～⑤の患畜や疑似患畜）が確認され、それ以外の農場で所有者の管理履歴や家きんの移動履歴により疑似患畜（留意事項12の1の（2）の④～⑥及び同2の（2）の⑥～⑧の患畜や疑似患畜）が確認された場合、以下のとおり初動防疫措置を行う農場に優先順位を付ける。

1 と殺処分等の初動防疫措置を優先的に行う農場

- ・ウイルス分離検査や遺伝子検出検査により患畜や疑似患畜が確認された農場（留意事項12の1の（1）及び（2）の①～③並びに同2の（1）及び（2）の①～⑤の患畜や疑似患畜が確認された農場）
- ・所有者の管理履歴や家きんの移動履歴により疑似患畜が確認された農場のうち、臨床症状等を呈する家きんが確認された農場（留意事項12の1の（2）の④～⑥並びに同2の（1）及び（2）の①～⑤の患畜や疑似患畜が確認された農場のうち、ガイドラインⅢの1の（1）を呈する家きんが確認された農場）

2 1の初動防疫措置の目途が付き次第、初動防疫措置を行う農場

- ・所有者の管理履歴や家きんの移動履歴により疑似患畜が確認された農場のうち、臨床症状等を呈する家きんが確認されていない農場（留意事項12の1の（2）の④～⑥及び同2の（2）の⑥～⑧の患畜や疑似患畜が確認された農場のうち、ガイドラインⅢの1の（1）を呈する家きんが確認されない農場）

5 報道機関への公表

農林水産企画課は、患畜又は疑似患畜が確認された場合、国指針別記様式4により報道機関に公表する。なお、公表にあたっては、動物衛生課と協議の上同時に行う。

- （1）発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までにとどめ、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
- （2）報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供することにより、プライバシーの保護や発生農場に近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないよう協力を求める。

6 発生農場の周辺農場への情報提供

- (1) 家保は、当該農場から半径3km以内の農場及びその他畜産振興課が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の住所についても情報提供する。
- (2) (1)により発生農場の情報を提供する際、又は、事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われているものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせたりすることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

7 通行の遮断

- (1) 畜産振興課は、動物衛生課と協議の上、必要に応じ管轄の警察署、土木事務所及び関係市町村の協力を得て、法第15条の規定に基づき72時間以内の発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
- (2) 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手続き、標識等については、事前に地域の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

8 制限区域の決定

- (1) 移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）の決定
畜産振興課は、動物衛生課と協議し、法第32条の規定に基づき、制限区域を決定する。また、畜産振興課は、制限区域を管轄する家保及び市町村と連携し告示を行う。
ただし、疑似患畜決定前であってもHPAIである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに制限区域を設定することができる。
なお、非商用農場（飼養羽数が100羽未満（エミュー及びだちょうにあつては、10羽未満）の農場であつて、疫学調査により当該施設より生きた家きん等の出荷がないと確認された農場をいう。以下同じ。）で発生が確認された場合には、畜産振興課は、動物衛生課と協議の上、制限区域を設定しないことができる。また、この場合、消毒ポイントは必要に応じて設置することとする。

【留意事項16】非商用農場の確認について

非商用農場の判定について、畜産振興課は、次に掲げる事項を確認の上、動物衛生課と協議する。

- ・立入検査時の家きんの飼養羽数が100羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10羽未満）であること。
- ・病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に、当該農場から家きん、家きん卵等の移動がないこと。
- ・疫学調査の結果、周辺への感染拡大のおそれがないこと。

(2) 制限区域内家きん飼養農場等への連絡及び周知

- ① 各制限区域を管轄する家保は、制限区域内の家きん所有者等（100羽以上飼養、エミュー及びだちょうにあっては10羽以上）へ制限区域の設定及び飼養家きん等の移動の制限について周知するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。
- ② 市町村は、制限区域内の100羽未満（エミュー及びだちょうにあっては10羽未満）の家きん所有者等に対し、広報、防災無線等により各制限区域の設定について周知する。

(3) 制限区域及び監視強化区域（以下「制限区域等」という。）内の家きん所有者等への指導

- ① 家保は、HPA Iの患畜又は疑似患畜が確認された場合には、制限区域等内の100羽以上の家きんの所有者等を対象に、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、次のアからウまでに掲げる異状を確認した場合にあっては、直ちにその旨を報告するよう求める。また、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数を制限区域等の解除日まで報告するよう求める。

ただし、監視強化区域のうち、移動制限が解除された区域及びそれに外接する搬出制限が解除された区域においては、当該報告を省略することができる。

当該振興局は市町村を通じて、100羽未満の家きん所有者等に対し、同様に健康観察徹底及び異状発見時の報告の指導、法第52条の規定に基づく死亡羽数の報告を求める。

家保：家きん100羽以上（エミュー及びだちょうにあっては10羽以上）所有者等

市町村：家きん100羽未満（エミュー及びだちょうにあっては10羽未満）所有者等

ア 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他非常災害等HPA I以外の事情によるものが明らかな場合は、この限りではない。

イ 飼養家きんの鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、HPA I

ウイルス又はL P A I ウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合。

ウ 5羽以上の飼養家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等H P A I 以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまってうずくまっていることを確認した場合。

② 家保は、次に定める事項について制限区域等内の家きん所有者等への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

ア 家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。

イ 農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。

ウ 家きん舎の出入口、家きん舎周辺及び家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。

エ 家きん舎内については、本病ウイルスに効果のある消毒薬を用いて消毒すること。

（4）制限区域等内の関係者への指導

家保は、制限区域等内において、次に掲げる者に対し、それぞれ次に定める事項について指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

① 獣医師等の畜産関係者

ア 携行する器具及び薬品は、最小限とすること。

イ 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。

ウ 消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。

エ 車両の農場の敷地内への乗入れを自粛すること。

オ 移動経路を記録し、保存すること。

② 飼料輸送業者・集卵業者

ア 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。

イ 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。

ウ 複数の農場を連続して配送又は集卵を行わないこと。

エ 配送経路を記録し、保存すること。

③ 家きん取扱業者・廃鶏取扱業者

ア 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。

イ 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。

ウ 複数の農場を連続して配送又は集荷を行わないこと。

エ 配送経路を記録し、保存すること。

④ 死亡鳥取扱業者

ア 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。

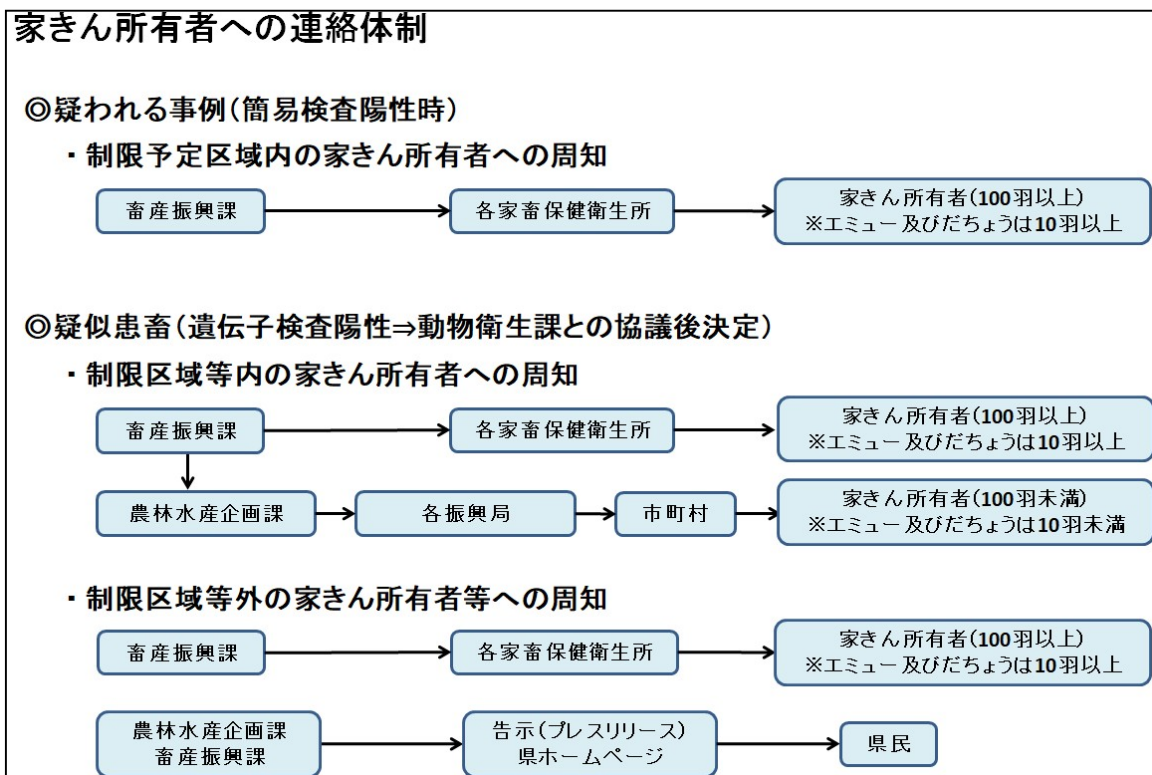
イ 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。

ウ 原則として、農場の出入口で受渡しを行うこと。

エ 配送経路を記録し、保存すること。

⑤ 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

ア 車両の消毒を徹底すること。



9 発生の原因究明

畜産振興課は、本病の発生の確認後直ちに、専門家（疫学、ウイルス学、野生動物）、農林水産省職員及び当該都道府県等で構成される疫学調査チームの本県担当を指名し、発生農場における疫学情報に関する網羅的な以下の事項の調査を連携して実施する。

- (1) 家きん
- (2) 人（家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等）の出入り
- (3) 飲用水及び飼料の給与状況
- (4) 関係者の渡航歴
- (5) 物品の移動
- (6) 野鳥の飛来状況
- (7) 野生動物の確認状況

(8) 周辺環境状況

(9) 農場内環境材料の採材 等

VI 各作業場での防疫作業

1 各作業者について

(1) 動員者の考え方

① 防疫作業支援者

集会場、クリーンゾーン及び消毒ポイント（緊急・制限区域）において、設営、運営及び撤収を行う動員者（民間事業者を含む）を防疫作業支援者とする。集会場及びクリーンゾーンでは、ホットゾーンで作業する防疫作業従事者の受入れ・各作業場への誘導、消毒ポイントでは車両の消毒等を行う。

② 防疫作業従事者

発生農場及び埋却地等のホットゾーンにおいて、家きんのと殺、死体の搬出、埋却、消毒等の作業を行う動員者（民間事業者、自衛隊員を含む）を防疫作業従事者とする。

(2) 現地対策本部長の役割

現地対策本部長は現地対策本部において、防疫作業支援の全体調整を行うため、発生農場の初動防疫措置に係る一般資材・機材等の調達、集会場とクリーンゾーン間の人員輸送車両の確保、制限区域消毒ポイントの設置・運営状況、市町村との連絡調整及び周辺住民対応等の進捗管理を行う。

(3) 現地防疫対策部長の役割

現地防疫対策部長は集会場において、初動防疫作業の責任者としてホットゾーンに技術的な指示を行うとともに、進捗管理を行う。ただし、管轄地域内で特定家畜伝染病が疑われる事例が新たに確認された場合は、家保に対して必要な指示を行う。

(4) 現地派遣チームの役割

県防疫対策部長は、県内での特定家畜伝染病発生時に農林水産部所属の職員で構成する現地派遣チームを集会場及びクリーンゾーンに派遣する。

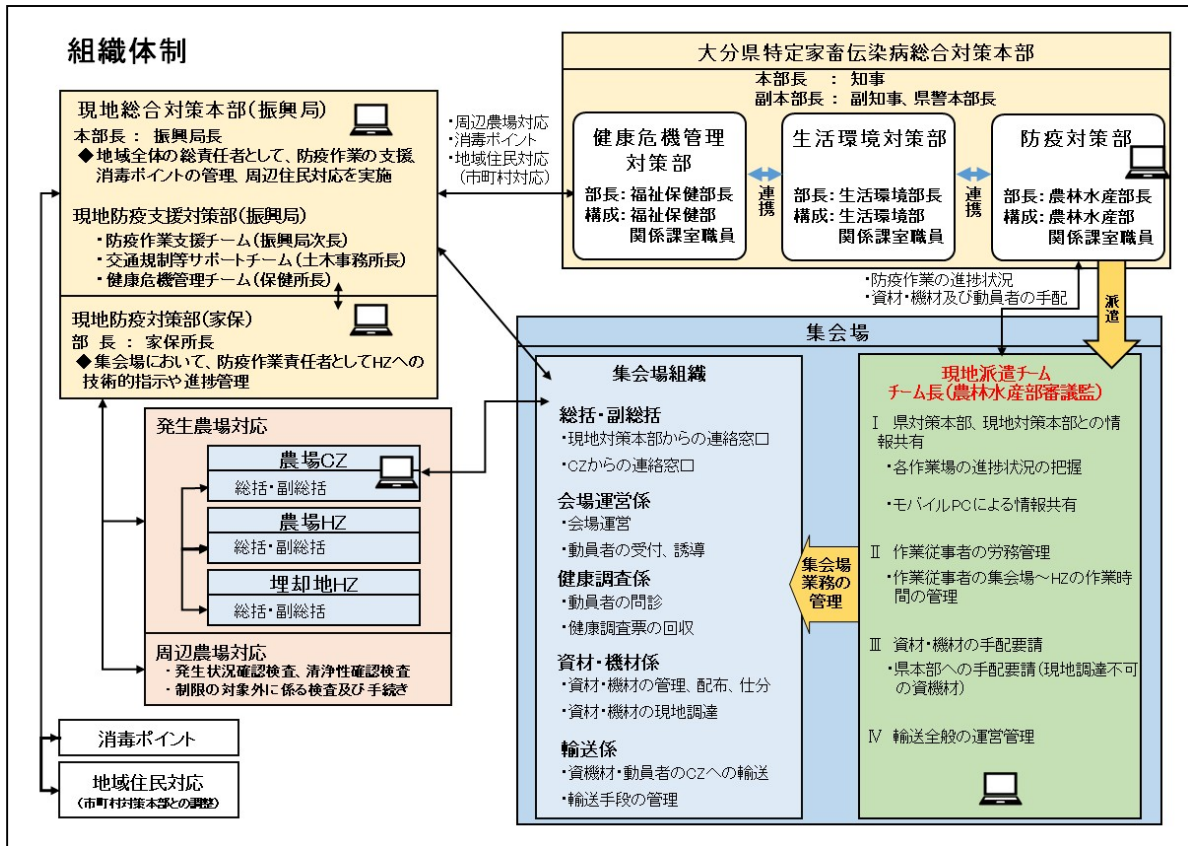
現地派遣チームは集会場及びクリーンゾーンにおいて、各本部との情報共有、不足した資材・機材の手配要請、動員者の作業時間管理、資材・機材及び動員者の輸送の運営管理等を行い、集会場業務を管理する。

(5) B－S A Tの役割

県防疫対策部長は、県内での特定家畜伝染病発生時に農林水産部職員及び振興局畜産職職員で構成するB－S A Tを集会場、クリーンゾーン、ホットゾーン及び緊急消毒ポイントに派遣する。

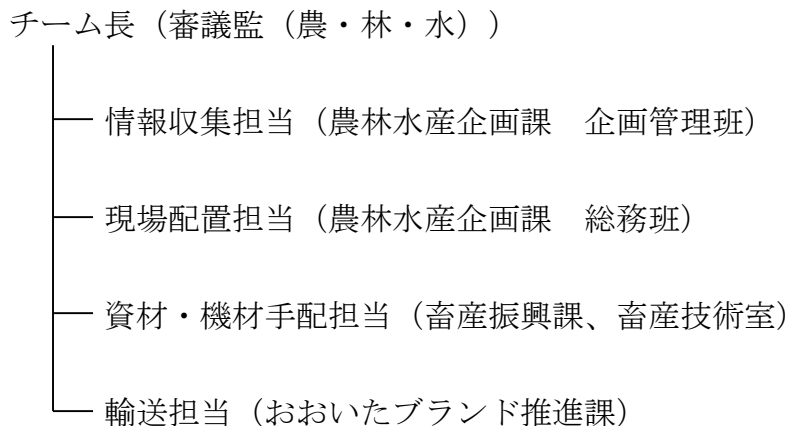
B－S A Tは現地防疫対策部長の指揮の下、ホットゾーンにおいて防疫作業従事者を率いて、と殺、死体の運搬、埋却及び消毒等の初動防疫作業を実施する。また、防

疫作業支援者と協力し、集会場、クリーンゾーン及び緊急消毒ポイントにおいて、設営、運営及び撤収の補佐を行う。



2 現地派遣チームの作業

(1) 組織体制



(2) 事務分掌

① チーム長

- ア 県防疫対策部との連絡調整
- イ 現地派遣チーム内の調整

② 情報収集担当

- ア 初動防疫措置の進捗状況の把握
- イ 各作業場の作業進捗状況の把握
- ウ 集会場、現地防疫対策部長、現地対策本部、県防疫対策部との情報共有
- エ 防疫作業支援者と連携し、情報共有に必要な機材の設置を実施
- オ 防疫作業の写真撮影（農場内・鶏舎内・埋却地内作業の写真撮影は、ホットゾーン総括へ依頼）

③ 現場配置担当

- ア 防疫作業支援者及び防疫作業従事者の労働時間管理
- イ 3の（4）の②の間診で防疫作業への従事を制限する必要があると判断された防疫作業従事者に対する配置変更の指示
- ウ 会場運営係と連携し会場運営を実施

④ 資材・機材手配担当

- ア 不足した資材・機材の県防疫対策部又は現地対策本部への手配要請
- イ 集会場の資材・機材係と連携し、防疫資材・機材等の仕分け整理を実施

⑤ 輸送担当

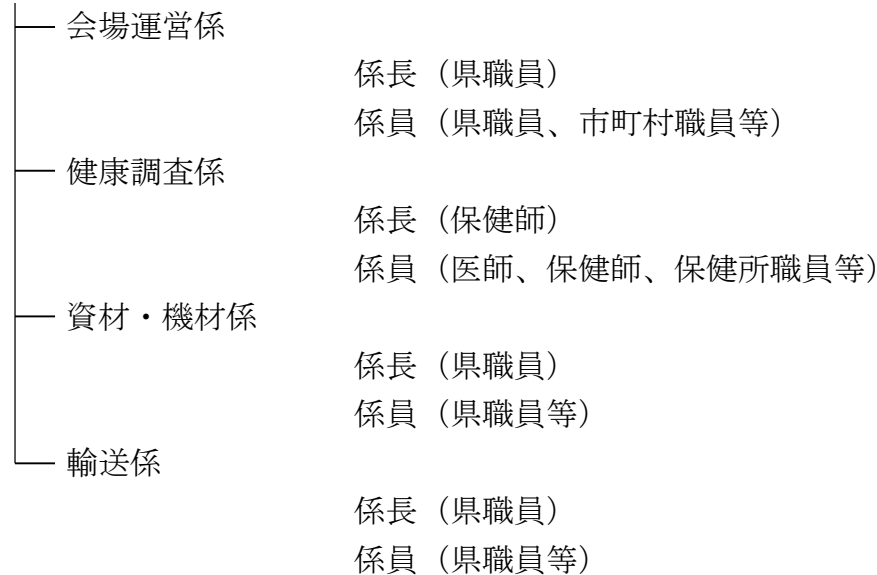
- ア 防疫作業従事者及び資材・機材の運搬車両の確保及び管理
- イ 集会場の輸送係と連携し、防疫作業従事者及び資材・機材の輸送を実施

3 集会場内の作業

(1) 組織体制

総括（家畜防疫員、又はB－SAT）

副総括（県職員）



(2) 事務分掌

① 総括

ア 集会場内の調整

イ 現地対策本部、クリーンゾーンとの連絡調整

ウ 現地派遣チーム、現地防疫対策部長との情報共有

② 副総括

ア 総括の補佐及び総括不在時の代行

③ 会場運営係

ア 集会場内の運営に係る管理調整

イ 動員者の受付及び誘導

ウ 集会場内の動線の確保

エ 動員者からの私物預かり及び管理

オ 現地対策本部、クリーンゾーンとの連絡調整の補佐

カ 現地派遣チームの現場配置担当と連携し会場運営を実施

④ 健康調査係

ア 事前入力された健康調査の内容確認及びIVの4の(3)の③のイにより派遣される防疫作業従事者の健康調査

イ 防疫作業従事者等のインフルエンザが疑われる場合の対応

⑤ 資材・機材係

ア 資材・機材等の管理

イ 防疫作業従事者への防疫服等の配布及び回収

ウ 不足した資材・機材について、現地派遣チームの資材・機材手配担当に対し調

達要請。必要に応じて、現地で調達可能な資材・機材を調達

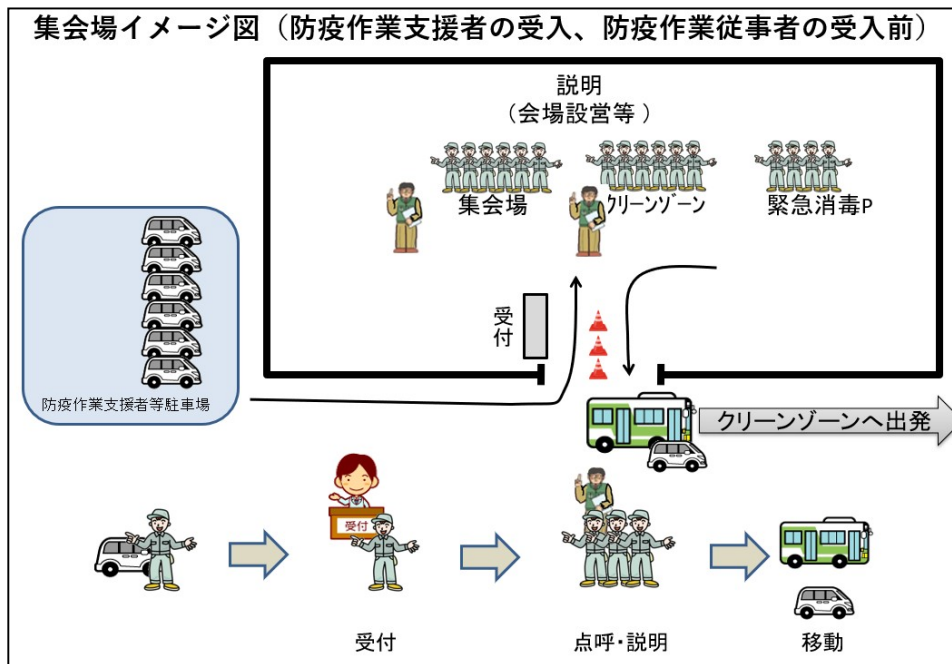
エ 現地派遣チームの資材・機材手配担当と連携し防疫資材・機材等の仕分け整理を実施

⑥ 輸送係

ア 動員者（防疫作業従事者、防疫作業支援者）の各作業場への誘導

イ 不足した資材・機材のクリーンゾーンへの輸送

ウ 現地派遣チームの輸送担当と連携し輸送方法を確保



(3) 集会場内の作業（防疫作業支援者の受入れ、防疫作業従事者の受入前）

① 初動防疫計画書等の受け取り

集会場の総括は、初動防疫計画書、防疫作業支援者名簿及び防疫作業従事者名簿を現地対策本部から受け取り、必要に応じて、印刷する。

② 集合・点呼

ア 防疫作業支援者は、指示のあった時刻及び場所に集合する。

イ 集会場の総括は、集会場内防疫作業支援者の点呼を行い、名簿に記載された防疫作業支援者の集合を確認する。

ウ 同様に、クリーンゾーン総括は、クリーンゾーン内防疫作業支援者の点呼を行い、名簿に記載された防疫作業支援者の集合を確認後、クリーンゾーンへの移動を指示する。

③ ビブス・腕章着用

集会場内防疫作業支援者は、オレンジ色のカラービブスを着用し、総括、副総括及び係長については腕章も着用する。

④ 作業説明

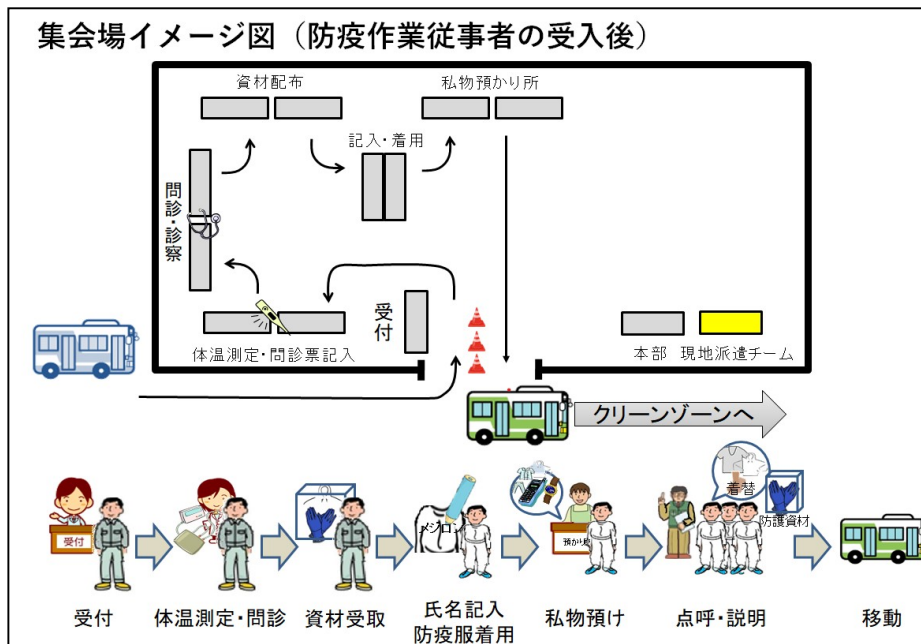
集会場の総括は、作業内容を説明し、防疫資材・機材等の受入、会場の設営、防疫作業従事者の受入準備を指示する。

⑤ 連絡体制及び名簿

会場運営係は、連絡体制及び各責任者の名簿を会場の見やすい場所に掲示する。

⑥ 会場の設営

会場の設営に当たっては、会場内での人の動線を考慮し、机等を設置する。



（４）集会場内の作業（防疫作業従事者の受入後）

① 受付

会場運営係は、防疫作業従事者用リストバンド（以下「リストバンド」という。）に、あらかじめ防疫作業従事者の班番号及び名簿番号を記入し、受付場所にて防疫作業従事者の受付を行い、ビニール袋（靴用）及びリストバンドを配布するとともに、防疫作業従事者へリストバンドの装着を指示する。また、必要に応じて装着を補助する。作業従事前の健康調査の回答入力が終わっていない者がいれば、その場で入力するよう指示する。



② 保健師問診・医師診察

健康調査係は、防疫作業従事者が入力した健康調査の内容を確認し、必要に応じて保健師問診・医師診察を実施する。防疫作業への従事が可能と判断された防疫作業従事者には、資材配布場所にて防疫服等を受け取るよう指示する。なお、保健師問診及び医師診察により防疫作業に従事することが不可能、又は制限する必要がある

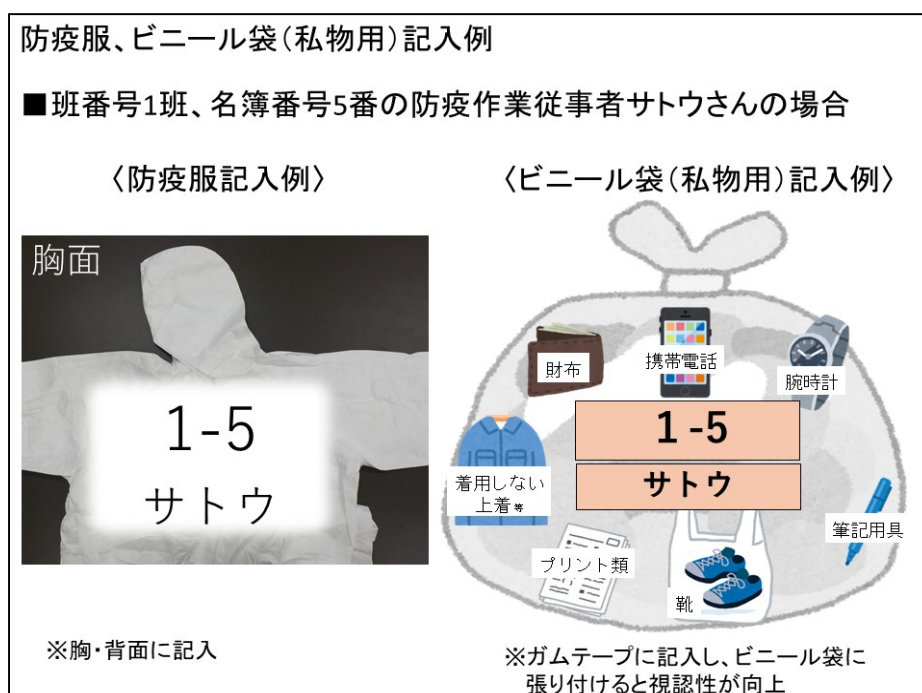
ると判断した場合は、当該防疫作業従事者に対し、現地派遣チームの現場配置担当に報告し対応を仰ぐよう指示する。

③ 防疫服等の配布

資材・機材係は、資材配布場所で防疫作業従事者用の防疫服、簡易帽子、防護マスク、薄手手袋、厚手手袋、ゴーグル及びビニール袋（私物用）を配布する。

会場運営係は、防疫服記入場所にて、配布された防疫服の胸・背面、ビニール袋（私物用）に、備え付けのマジックを用いて、班番号、名簿番号及び名字（カタカナ）を大きく記入するよう指示する。

また、記入後は防疫服のみを着用し、貴重品及び携帯電話、靴（ビニール袋（靴用）に入れた状態）等をビニール袋（私物用）に入れ、私物預かり所に預けるよう指示する。



④ 各作業場への移動指示

会場運営係は、防疫作業従事者に対し、サンダルを履き集会場からクリーンゾーンへ移動するよう指示する。また、輸送係は、各作業場（バス乗車場）に防疫作業従事者を誘導する。

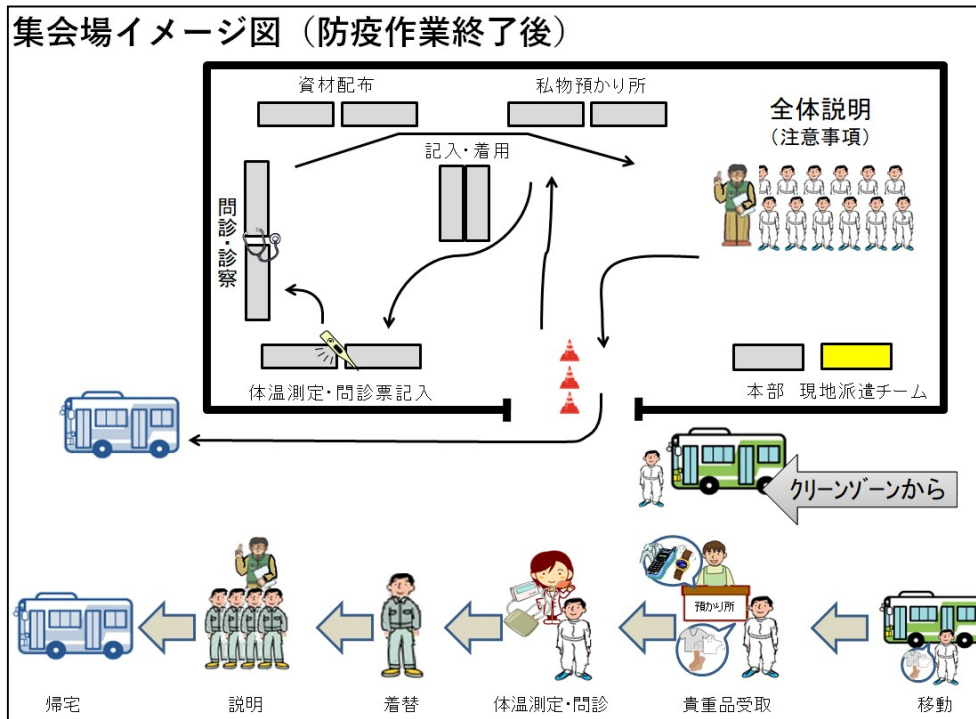
【留意事項17】 集会場内作業の省力化及び省人化

現地対策本部は、集会場内作業に以下の工程を取り入れ、防疫作業支援者業務の省力化及び省人化に努める。

- 1 防疫作業従事者の順路案内を表示
- 2 防疫作業従事者へ配布する防疫資材（防疫服、簡易帽子、防護マスク、薄手手袋、厚手手袋、ゴーグル及びビニール袋（私物用））を資材配布場所に配置し、セルフサービス方式により資材を配布
- 3 配布された防疫服及びビニール袋（私物用）への記入例を表示

【留意事項18】 防疫作業従事者等の体温測定、血圧測定について

防疫作業従事者等の体温測定、血圧測定は、原則として県庁（集合時）で行う。



(5) 集会場内の作業（防疫作業終了後）

① 防疫作業従事者等の受入準備

集会場の総括は、作業終了後の防疫作業従事者等の受入準備を指示する。

② 私物の返却

会場運営係は、防疫作業従事者等へ私物を返却する。

③ 防疫作業従事後の健康調査

会場運営係は、防疫作業従事者に対し、体温測定を済ませ、防疫作業従事後の健康調査の回答入力を指示する。

④ 保健師問診・医師診察

健康調査係は、防疫作業従事者の入力内容を確認し、必要に応じて保健師問診を行い、感染危険レベルが「高」「中」に該当する場合は医師の診察を受けるよう指示する。

⑤ 終礼・解散

会場運営係は、防疫作業従事者の名簿を使用し、氏名の読み上げ点呼による確認を行う。点呼後、留意事項等について説明し、解散を指示する。

【留意事項19】防疫作業従事者への作業後の注意事項について

- ① 解散後は速やかに帰宅し、入浴するとともに、着用していた衣服は洗濯する。
- ② 防疫作業従事者は、作業に従事した日から7日間は発生農場以外の鳥類に接触しないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施等のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、7日間を3日間にまで短縮できる。

⑥ 初動防疫終了後の集会場の撤収

防疫作業終了後、集会場の防疫作業支援者は、集会場総括の指示の下、集会場の

撤収作業を行う。

作業終了後、集会場の総括は、集会場の防疫作業支援者へ解散を指示する。

(6) 情報収集並びに現地対策本部及び県防疫対策部への報告事項

- ① 集会場の現地派遣チームの情報収集担当は、随時、集会場、クリーンゾーン、ホットゾーンの作業進捗状況を、現地派遣チーム長、県防疫対策部、現地対策本部、現地防疫対策部長と情報共有する。
- ② 現地派遣チームの情報収集担当長は、と殺処分及び埋却の進捗状況を県防疫対策部へ定期的に報告する。

【留意事項20】 県総合対策本部、現地対策本部、各作業場間の情報共有について

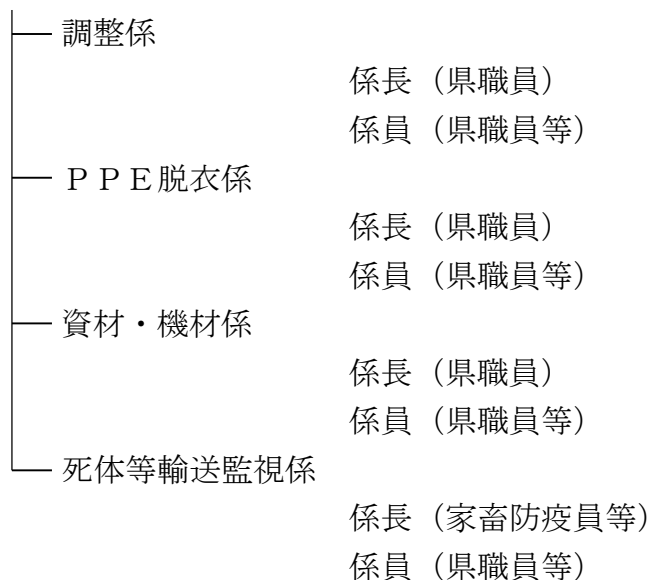
- ① 現地派遣チームは集会場、クリーンゾーンにおけるパソコン設置、Web接続を行い、各作業場、県総合対策本部、現地対策本部間の情報共有のための連絡手段を確保する。ただし、電波状況や電源確保の状況により、パソコンやWebによる情報共有が困難な場合は、パソコンの設置やWeb接続は実施しない。情報共有に必要な機材の設置が必要な場合は、当該振興局に配備されている機材を使用すること。なお、当該振興局分で不足する場合には、他振興局長と協議の上、他振興局に配備されている機材を使用する。
- ② 作業進捗状況、不足資材・機材の手配状況等の報告は、原則として、現地派遣チームが①のパソコンやWebを活用して行う。

4 クリーンゾーン内の作業

(1) 組織体制

総括（家畜防疫員又はB－S A T）

副総括（県職員（調整係長兼任））



【留意事項21】 クリーンゾーンの組織体制等について

死体等輸送監視係は埋却地等が発生農場と離れた位置にある場合に設置し、家畜防疫員の他、家畜防疫員の指示を受けた県職員等が当たる。

(2) 事務分掌

① 総括

ア クリーンゾーンの調整

イ 防疫作業従事者の受入れ人数・時期等について集会場の総括との連絡調整

ウ 防疫作業従事者の休憩、交替等の時期等について、ホットゾーンの総括との連絡調整

② 副総括

ア 総括の補佐及び総括不在時の代行を実施

③ 調整係

ア 本作業場内の調整、集会場及びホットゾーンとの連絡調整

イ クリーンゾーンの動線確保

ウ ホットゾーンまでの動線確保及び危険箇所のチェックと安全確保

エ 飲用水・消毒等に使用する水の確保

オ 防疫作業従事者へのP P E 着衣補助

カ 防疫作業従事者のホットゾーンへの誘導

④ P P E 脱衣係

ア 防疫作業従事者へのP P E の脱衣補助及び指導

イ 手指の消毒、洗顔及びうがい等の指導

ウ 感染性廃棄物の管理・廃棄

⑤ 資材・機材係

ア 資材・機材等の管理

イ 防疫作業従事者及び防疫作業支援者への資材の配布・回収

⑥ 死体等輸送監視係

ア 埋却地等が発生農場から離れた位置に設定された場合、埋却地までの死体等運搬車両に随行し、病原体拡散防止措置に努める。

(3) クリーンゾーン内の作業（防疫作業従事者の受入前）

① 初動防疫計画書の受け取り

クリーンゾーンの総括は、初動防疫計画書、防疫作業支援者名簿及び防疫作業従事者名簿を集会場の総括から受け取る。

② 集合・点呼

クリーンゾーンの総括は、防疫作業支援者の点呼を行い、名簿に記載された防疫作業支援者の集合を確認する。

③ 作業説明

ア クリーンゾーンの総括は、各係長を集め、具体的な作業内容とその進め方について打合せを行う。

イ 各係長は係員の点呼後、各防疫作業支援者に対し具体的な作業を指示し、防疫資材・機材等の受入、作業場の設営及び防疫作業従事者の受入準備を指示する。

④ ビブス・腕章着用

クリーンゾーン内防疫作業支援者は青の防疫服を着用する。ただし、PPE脱衣係は、防疫作業従事者と同様の装備（PPE：白の防疫服、防護マスク、ゴーグル、手袋（内・外）、簡易帽子。目張りは省略可）とする。

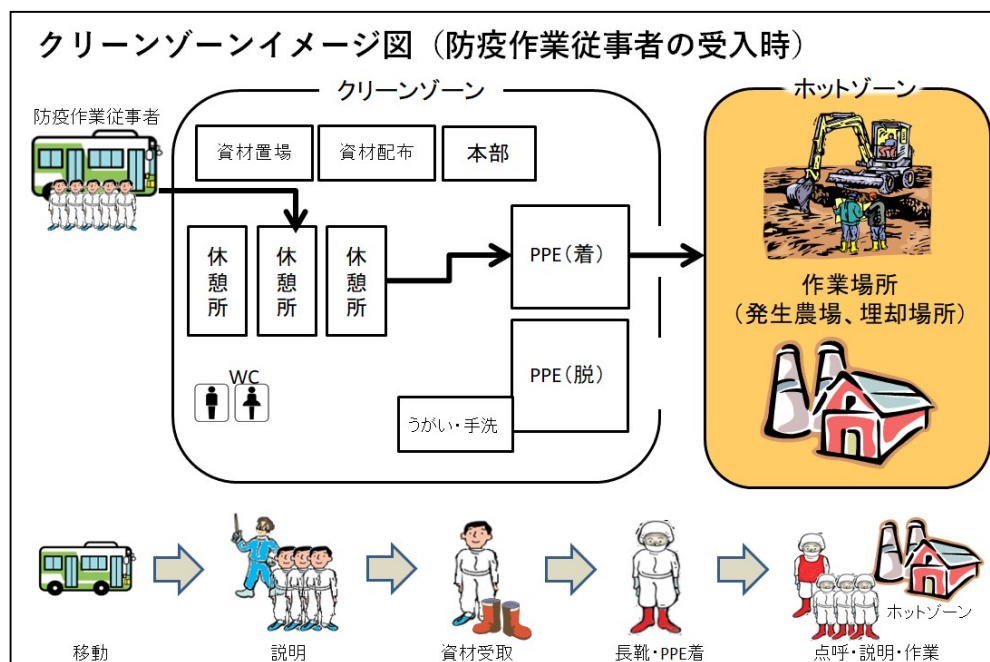
PPE脱衣係は防疫服の上からグリーンのカラービブスを着用する。

⑤ 連絡体制及び名簿

調整係は、連絡体制及び各責任者の名簿を会場の見やすい場所に掲示する。

⑥ 会場設営

会場設営に当たっては、会場内での人の動線を考慮し、テント及び机等を設置する。



(4) クリーンゾーン内の作業（防疫作業従事者の受入後）

① 防疫作業従事者の誘導

調整係は、防疫作業従事者がバス降車場に到着後、クリーンゾーンへ誘導する。

② 防疫作業従事者に対する作業内容説明

クリーンゾーンの総括は、作業スケジュールについて防疫作業従事者に説明する。

③ 資材配布

資材・機材係は、防疫作業従事者へ長靴等の防疫資材を配布するとともに、サンダルを受け取り管理する。

④ PPEの着衣

調整係は、防疫作業従事者へPPEの着衣補助及び指導を行う。

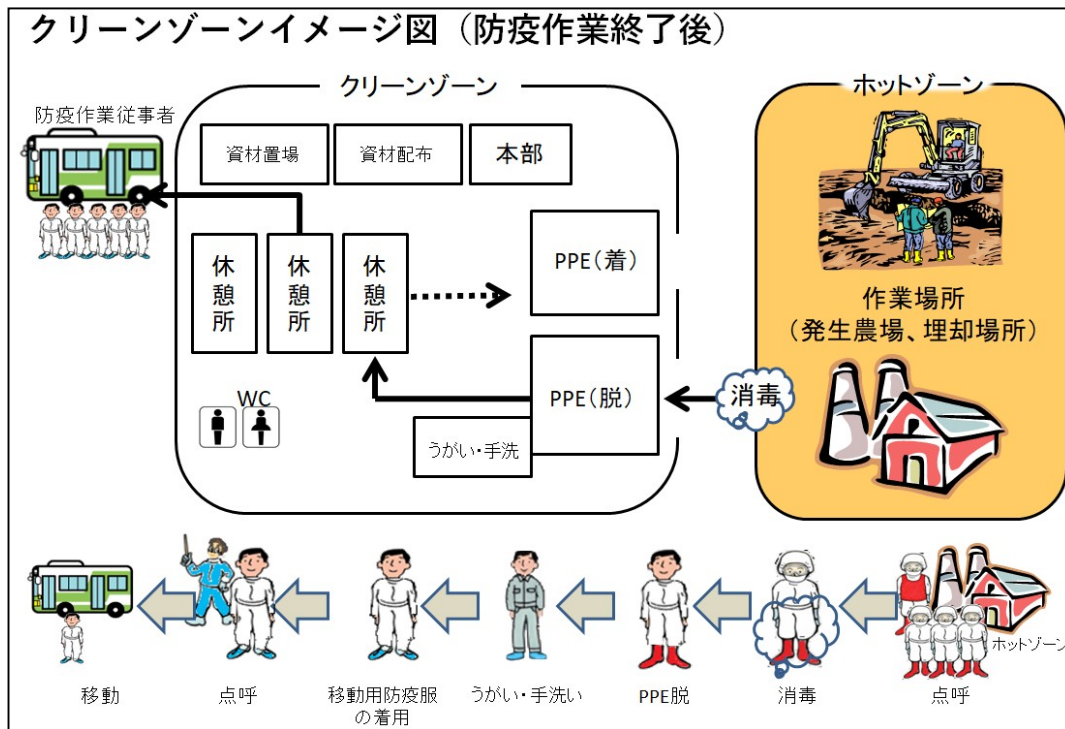
⑤ ホットゾーンへの移動指示

クリーンゾーンの総括は、防疫作業従事者のPPE着衣確認後、ホットゾーンへ移動するよう指示し、誘導係は、班ごとに防疫作業従事者を点呼後、ホットゾーンへ誘導する。

【留意事項22】 クリーンゾーンで発生するごみの分別について

クリーンゾーンでPPE脱衣時に発生するごみ（使用後の防疫服、ゴーグル、ゴム手袋、防疫作業終了後の長靴、ガムテープ等）は種類別に分別をし、透明なビニール袋に入れる。また、一般ごみ（紙、PPEの包装、軽食、飲料等のごみ）と別に管理をする。

これらのごみは防疫作業終了後、適正な処理を行う。なお、現地防疫支援対策部は、発生時の廃棄物焼却施設の利用についてあらかじめ管轄市町村等と調整する。



(5) クリーンゾーン内の作業（防疫作業従事者の休憩時、防疫作業終了後）

① 防疫作業従事者の休憩時の対応

防疫作業従事者の休憩開始時に以下のア～ウ、休憩終了時に（4）の④～⑤を実施する。

ア 防疫作業従事者の受入準備

クリーンゾーンの総括は、防疫作業従事者の受入準備を指示する。

イ 防疫作業従事者の誘導

調整係は、防疫作業従事者の靴底及び外装の消毒済みを確認後、クリーンゾーンへ誘導する。

ウ PPE脱衣

PPE脱衣係は、防疫作業従事者のPPEの脱衣補助及び指導を行う。また、脱衣後、防疫作業従事者の手指の消毒、洗顔及びうがい等を指示する。

② 防疫作業終了後の対応

①のア～ウを実施後、以下のア～オを実施する。

ア 長靴の回収

資材・機材係は、防疫作業従事者に対し、長靴からサンダルへの履き替えを指示し、長靴を回収する。

イ 移動用防疫服の配布等

資材・機材係は、防疫作業が終了した防疫作業従事者に集会場へ移動用の防疫服を配布し、着用を指示する。

ウ 集会場への移動指示

クリーンゾーンの総括は、防疫作業従事者の点呼後、集会場へ移動するよう指示する。また、調整係は、集会場（バス乗車場）まで防疫作業従事者を誘導する。

エ 初動防疫作業終了後の作業場の撤収

初動防疫作業終了後、防疫作業支援者は、クリーンゾーンの総括の指示の下、クリーンゾーンの撤収作業を行う。

オ 防疫作業支援者の集会場への移動

防疫作業支援者は、撤収作業終了後、クリーンゾーンの総括の点呼を受け、集会場へ移動する。

(6) 集会場への報告事項

クリーンゾーンの現地派遣チームの情報収集担当は、農場内外の作業状況を把握し、その進捗状況を定期的に集会場の現地派遣チームの情報収集担当に報告する。

【留意事項23】長靴の配布場所について

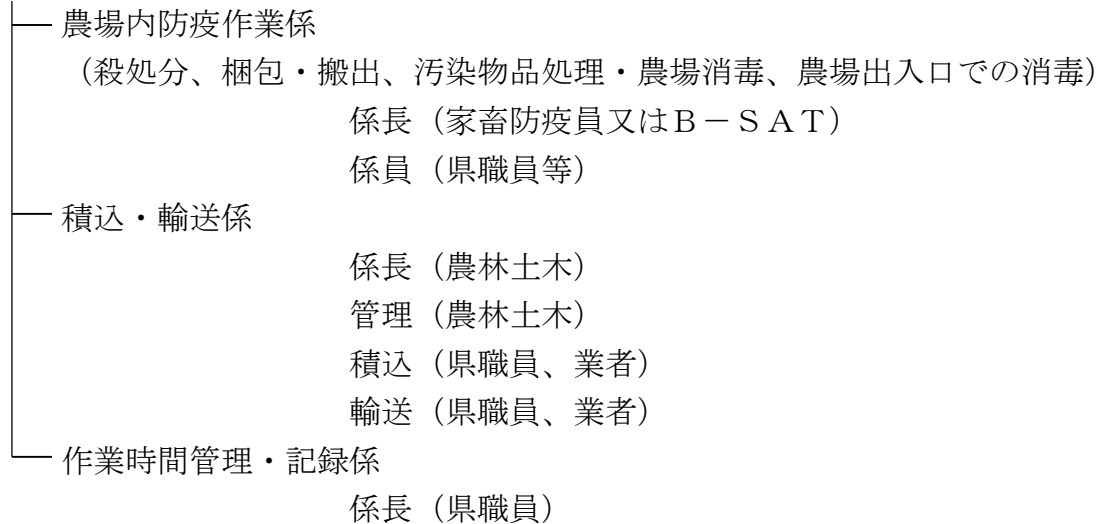
Iの1に基づき、防疫作業従事者への長靴の配布場所は、当該家保と当該振興局で相談のうえ、クリーンゾーンから集会場に変更しても構わない。ただし、発生規模が大きい場合や発生が相次いだ場合は、ホットゾーン内で使用した長靴は、洗浄・消毒のうえ、再度使用する必要があり、洗浄・消毒後の長靴をクリーンゾーンから集会場に運搬する作業が新たに発生することに留意すること。

5 ホットゾーン（発生農場）内の作業

(1) 組織体制

総括（家畜防疫員（獣医師）又はB－S A T）

副総括（県職員）



(2) 事務分掌

① 総括

ア ホットゾーン内の調整

イ 防疫作業従事者の休憩、交替等の時期等について、クリーンゾーンの総括との連絡調整

ウ 死体及び汚染物品の埋却地への輸送等について、埋却地作業場の総括との連絡調整

② 副総括

総括の補佐及び総括不在時の代行

③ 農場内防疫作業係

係長は、各作業員に対し、以下の作業について指導・監督

ア と殺作業

家きんの捕獲、と殺、運搬

イ 梱包・搬出作業

(ア) と殺家きん等の数量確認

(イ) と殺家きん等の梱包及び輸送用トラックへの積み込み補助

(ウ) 輸送用トラックの病原体拡散防止措置

ウ 汚染物品処理・農場消毒作業

汚染物品の処理、農場内の消毒

エ 農場出入口での車両及び人の消毒作業

消毒作業、動力噴霧器等の消毒設備の管理、消毒水の確保

④ 積込・輸送係

ア 梱包されたと殺家きん等の輸送用トラックへの積み込み

- イ 梱包されたと殺家きん等の埋却地までの輸送
- ⑤ 作業時間管理・記録係
 - ア と殺羽数の記録（死亡家きんを含む）
 - イ 防疫作業従事者の農場内での作業時間の管理

【留意事項24】 汚染物品の範囲について

発生農場に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、焼却又は埋却する。

- ① 家きん卵（ただし、病性等判定日から遡って7日目の日より前に採取され区分管理されていたもの、GPセンター等で既に処理されたもの及び種卵を除く。）
- ② 種卵（ただし、病性等判定日から遡って14日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ③ 家きんの排せつ物等
- ④ 敷料
- ⑤ 飼料
- ⑥ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

【留意事項25】 班編成等について

- ① 農場内防疫作業係の班数及び防疫作業従事者数は現場状況（家きん舎数等）によって変わるため、柔軟な対応を行う。
- ② 総括は、防疫作業従事者の労働衛生に常に注意し、労務災害の防止に努める。全体の作業従事時間は休憩時間を含め概ね6時間を目安とし、作業の進捗状況等から防疫作業従事者の増員あるいは交代が必要と判断した場合は、防疫作業従事者の追加派遣を要請する。
- ③ 家きん舎毎に班を編成するなど、休憩や交替時のクリーンゾーン等の受入れ状況を勘案したローテーションで作業を行う。
- ④ 各作業場の設営及び撤収は、総括の指示の下、各作業員が協力し行う。

(3) ホットゾーン（発生農場）内の作業

① 点呼・作業内容説明

ホットゾーンの総括は、各係長を集め、連絡体制及び具体的な作業内容とその進め方について、打合せを行う。各係長は、防疫作業従事者の点呼後、各防疫作業従事者に対し具体的な作業を指示する。

② ビブス・腕章着用

総括、副総括及び各係長はレッドのカラービブスを、総括、副総括及び作業時間管理・記録係は腕章を着用する。

③ 病原体拡散防止措置

農場内防疫作業係は、IVの4の(2)の④の病原体拡散防止を図るための農場の外縁部及び家きん舎周辺への消石灰の散布及び粘着シートの設置が終了してな

い場合、速やかに実施する。

④ と殺

ア 農場内防疫作業係は、家きん舎ごと各班に分かれ各班長の指示に従い、家きんの捕獲、と殺、運搬、梱包、搬出を行う。

イ と殺は、動物福祉に配慮しつつ、炭酸ガスを使用し、原則として家きん舎内で実施する。やむを得ず家きん舎外で実施する場合は、ウイルスの拡散防止のため死体処理場所の選定に配慮する。

ウ と殺に当たっては、防疫作業従事者の感染防止、健康管理及び安全確保に留意するとともに、家きんの所有者、農場主、防疫作業従事者等の心情にも十分に配慮する。

● と殺の手順例

ア 家きんを捕鳥し、ポリバケツに投入してふたをする（家きんの大きさにより投入羽数を調整）。

イ ふたで押さえつつ、ポリバケツにスノーホーンで炭酸ガスを約5秒間注入

ウ ふたを完全に閉め、数分放置

● 埋却する場合の死体の処理手順例

ア フレコンバッグに、体液漏出防止資材1袋（10kg）を投入

イ 死亡を確認した家きんを、内袋をセットしたフレコンバッグに投入、又は、ビニール袋（2重）に密封後、フレコンバッグに投入

ウ 投入した家きんの上から、体液漏出防止資材1袋（10kg）を投入

エ 評価額算定のためフレコンバッグ1袋当たりの羽数を明確にする。

● 焼却する場合の死体の処理手順

ア 死亡を確認した家きんを感染性廃棄物用密閉容器（以下「密閉容器」という。）に投入する。

イ 密閉容器のふたを閉めた後、外装を消毒する。

ウ 評価額算定のため、密閉容器1個当たりの羽数を明確にする。

【留意事項26】炭酸ガスボンベについて

① 炭酸ガスボンベは必ず立てて使用する。

② 炭酸ガスボンベ30kgあたり500～800羽を目安とし、総括は、常に十分量を確保できるよう適時確認すること。

⑤ と殺羽数の記録及び埋却地又は焼却場への輸送

作業時間管理・記録係はフレコンバッグの数やフレコンバッグ1袋当たりの羽数から死体の羽数を数え、記録する。

積込・輸送係は、ホットゾーン（発生農場）の総括の指示に従い、作業時間管理

・記録係が数えた死体等を輸送用トラックに積み込むとともに埋却地等まで輸送する。

ホットゾーン（発生農場）の総括は、死体等の埋却地等への輸送に関し、ホットゾーン（埋却地）の総括と調整し、各係に指示する。

※ 埋却地が確保できず死体を焼却する場合、ホットゾーン（発生農場）の総括は、あらかじめ協定を締結した焼却場への輸送に関し、畜産振興課と調整し、各係に指示する。

⑥ 汚染物品の処理・農場消毒・点呼

農場内防疫作業係は、死体の搬出作業終了後、家きん舎内外に残った汚染物品を焼埋却するための搬出作業を行う。その後、家きん舎内の消毒、消石灰散布などの方法により農場敷地内の消毒を行う。

なお、ホットゾーン（発生農場）の各係長は、農場消毒作業前後において防疫作業従事者の点呼を行い、総括に報告する。

⑦ 農場出入口の消毒

農場内防疫作業係は、動力噴霧器等を用い、防疫作業従事者の靴底及び外装並びに出入りする車両の消毒を行う。

⑧ 防疫作業従事者の作業時間の管理

作業時間管理・記録係は、防疫作業従事者の作業時間及び休憩時間をグループごとに管理する。

【留意事項27】 防疫作業従事者の作業時間の管理について

① 防疫作業従事者の農場内作業時間は6時間以内とする。

② 連続した作業時間は1時間以内とし、必ず休憩を取るものとする。

● 汚染物品の処理・消毒手順例

ア 搬出作業は、必要に応じ、ショベルローダー等の重機やフレコンバッグ等の資材を使用する。

イ 家きん舎内の卵等の生産物、敷料及び飼料等は、ゴミ袋やフレコンバッグ又はトラックの荷台に、外部に漏出しない状態にして埋却場所へ運搬する。

なお、あらかじめ協定を締結した焼却場で卵の処分が可能な場合は、密閉容器に詰めて、当該焼却場へ運搬する。タンクに保管された飼料はフレコンバッグ等に詰め替えてから埋却場所へ運搬する。

ウ 家きん管理用器具類は、金属製用具等の消毒が容易なものを除きフレコンバッグ等に詰め埋却場所等へ運搬する。

エ 家きん舎内の清掃は、上部から下部へ、農場の奥から出口に向かって行うこととし、ブラシ、スコップ等を用い、消毒効果を低減させるふんや塵埃等を隅々まで除去する。家きん舎周囲についても同様に清掃を行う。

オ 清掃終了後、家きん舎内、外周ともに動力噴霧器を用いて、清掃作業と同様に農場の奥から出口に向かって消毒し、更に消石灰を散布する。

カ 使用後の重機、機材及び廃棄物は、十分に洗浄・消毒し搬出する。

キ 評価額算定のため、イで処分した卵や飼料の数量を明確にする。

● 患畜等の死体の発酵による消毒の方法（例）

患畜等の死体の発酵による消毒は、以下の基準に基づき病原体の拡散防止に万全を期しつつ実施する。

ア 敷料等を15～25cmの厚さ、4mの幅、処理する鶏の羽数により適切な長さ（1,000羽で1mを目安とする。）で敷く。

イ 死体を周辺から30cm程度内側に、20cmから25cmの厚さに載せる。

ウ 死体の上に羽毛が十分にぬれるまで水をかける。

エ 死体を覆うように、おがくず、もみがら、敷料等を15cmの厚さに載せる。

オ 死体が数層に重なるまで、アからエまで同様の操作を行う。

カ 病原体に汚染されていないおがくず、わら等を20cmの厚さに載せ、最上部に消石灰を散布する。屋外の場合には、防水性で通気性のある特殊ビニールシート等で覆う。

キ 温度計を挿し、内部の温度を毎日チェックする（通常、1週間以内に57℃から63℃になる。）。通常、7日から10日後には、温度は46℃から52℃に低下するので、必要に応じて攪拌し、通気を良くする。

ク 死体が表面に出ないように、新たに、病原体に汚染されていないおがくず又はわらを載せる。

ケ 攪拌して3週間から4週間で発酵による消毒は完了する。

コ 攪拌しない場合には、少なくとも3か月間静置する。

● 家きんの排せつ物処理の方法（例）

家きんの排せつ物の処理については、以下の基準に基づき病原体の拡散防止に万全を期しつつ実施する。

ア 消石灰を散布し、ブルーシートで被覆する。

イ 定期的に温度を計測し、少なくとも40日間静置後、ウイルス分離検査を実施する。

ウ ウイルス分離検査の陰性を確認した上で、堆肥化処理（発酵消毒）を行う。

エ 堆肥化処理の過程で、排せつ物の中心温度が60℃まで上がったことを確認する。

オ 温度が60℃まで上がらない場合は、さらに50日間静置する。

【留意事項28】 死体及び汚染物品の処理について

① 死体又は汚染物品を焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。
なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて実施する。

ア 焼却施設等に出入口で運搬車両の消毒を行う。

イ 運搬車両から死体又は汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講じる。

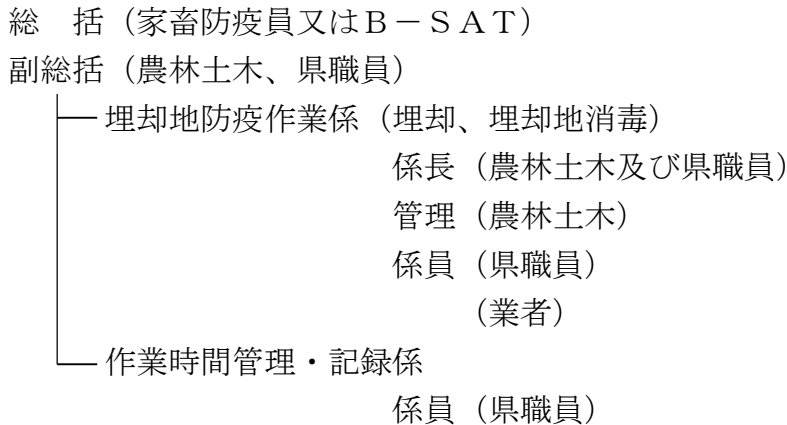
- ウ 死体又は汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - エ 死体又は汚染物品の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から死体又は汚染物品投入場所並びに使用した設備及び資材までの経路を消毒する。
 - オ 焼却又は化製処理が完了し、エの消毒が完了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。
- ② 死体又は汚染物品の処理の完了は、以下の時点で動物衛生課と協議の上、処理が完了したとみなすことができる。
- ア 焼却のため死体又は汚染物品を農場から移動させる際に密閉容器等を用いる場合、農場内全ての死体又は汚染物品を密閉容器等に入れ終えた時点。
 - イ 発酵による消毒を実施する場合、病原体の拡散防止に万全を期した消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点。
- ③ 家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間は、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止する。ただし、家畜防疫員等の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合には、この限りではない。

(4) クリーンゾーンへの報告事項

ホットゾーンの総括は、農場内の作業状況を把握し、その進捗状況を定期的にクリーンゾーンの現地派遣チームの情報収集担当に報告する。

6 ホットゾーン（埋却地）内の作業

（1）組織体制



（2）事務分掌

① 総括

ア 作業場内の調整

② 副総括

ア 総括の補佐及び総括不在時の代行を実施

③ 埋却地防疫作業係

ア 掘削、投入及び埋戻しの作業並びに埋却作業終了後の敷地内の消毒

④ 作業時間管理・記録係

ア 投入したフレコンバッグの袋数の記録

イ 防疫作業従事者の埋却地内での作業時間の管理

（3）埋却地の防疫作業

埋却作業については、「大分県特定家畜伝染病時 埋却処分に関するマニュアル」により実施する。また、作業時間管理・記録係は、投入したフレコンバッグの袋数を記録する。

（4）防疫作業従事者の作業時間の管理

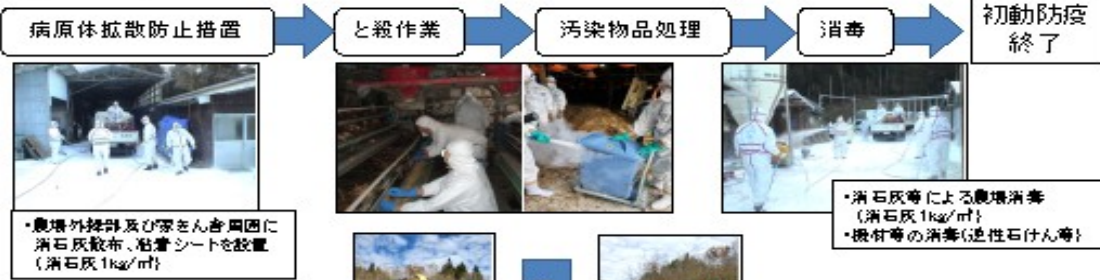
作業時間管理・記録係は、防疫作業従事者の作業時間及び休憩時間を管理する。

（5）報告事項

埋却地の総括は、作業の進行に応じ、クリーンゾーンの現地派遣チームの情報収集担当へ進捗状況等について定期的に報告する。

高病原性鳥インフルエンザ発生農場の初動防疫作業イメージ図

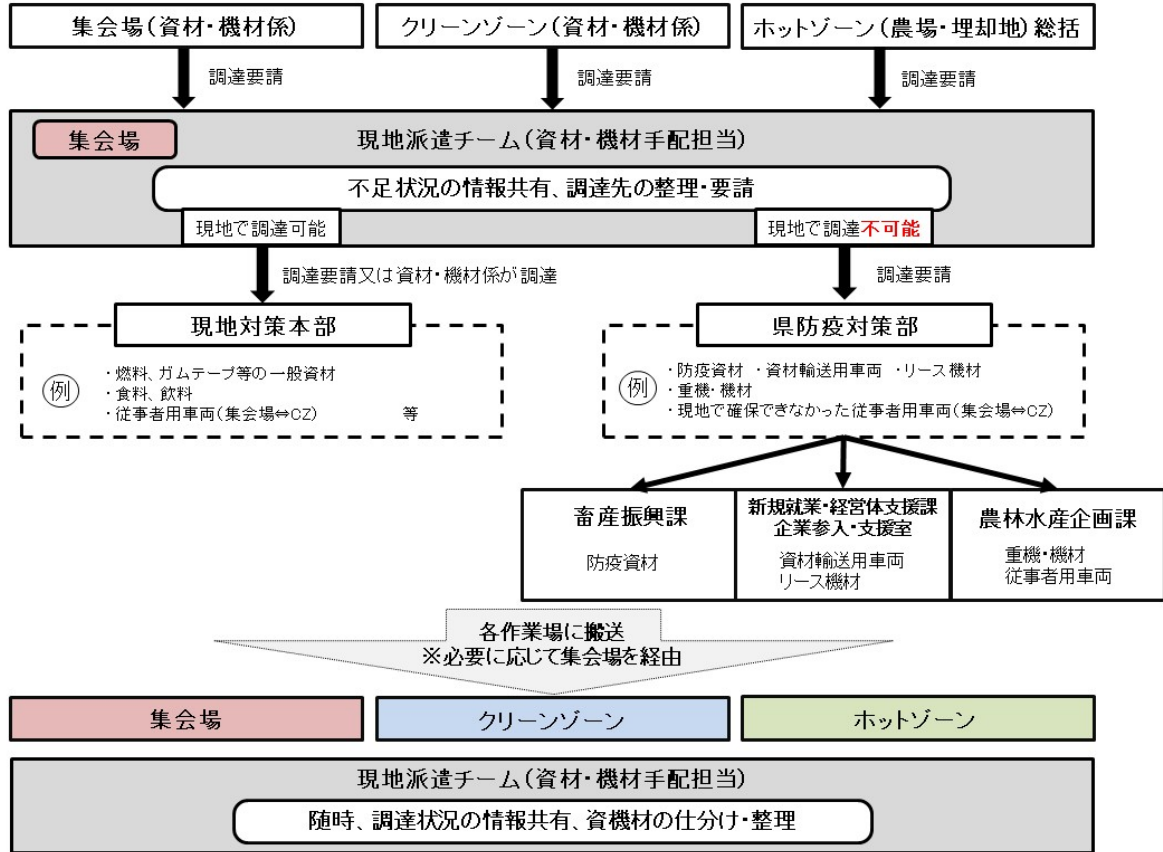
発生農場



埋却地(敷地外)



資材・機材・車両が不足した場合の連絡体制



【留意事項29】 埋却地が発生農場から離れた場所にある場合の対応について

- ① 埋却地が発生農場から離れた場所にある場合、発生農場のクリーンゾーンと同様に埋却地のクリーンゾーンを設営・運営する。
- ② クリーンゾーンの死体等輸送監視係は、死体等輸送用トラックに同行する。
- ③ 死体等の輸送に係る連絡体制

ホットゾーン（発生農場）⇔クリーンゾーン（農場）

⇔クリーンゾーン（埋却地）

⇔ホットゾーン（埋却地）のルートで、以下を行う。

ア クリーンゾーン（農場）の総括は、死体等輸送用トラックが埋却地へ出発する際に随時報告する。

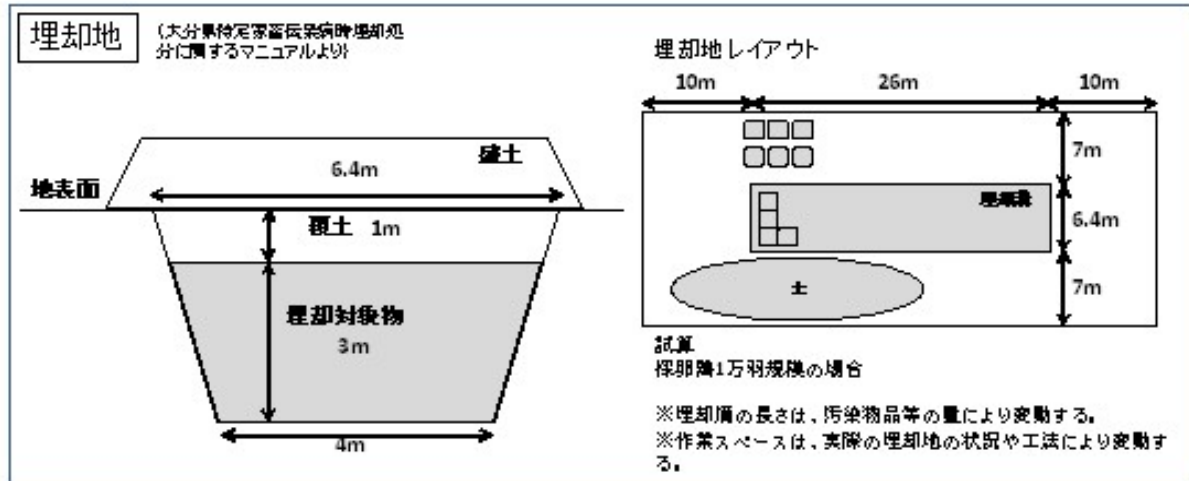
イ ホットゾーン（埋却地）の総括は、発生農場からの死体輸送用トラックが到着した際に随時報告する。

【留意事項30】 撤収作業について

現地対策本部は、県防疫対策部と協議のうえ、初動防疫終了後の資材・機材等の撤収に係る作業日時を決定する。なお、集会場及びクリーンゾーンについては現地防疫支援対策部が、発生農場及び埋却地については現地防疫対策部が主体となり、協力して撤収作業を完遂する。

また、資材・機材については、搬出元別（振興局、家保、大分県建設機械レンタル協会等）に仕分け、数量を確認のうえ撤収する。

埋却試算・施工(例)



埋却対象物(肉用鶏及び採卵鶏1万羽の例)

対象	量	埋却容積	埋却長さ	作業面積
死体	10千羽・30t	80m ³	5m	—
汚染物品	肉用鶏30t	80m ³	5m	—
	採卵鶏130t	280m ³	21m	—
合計	肉用鶏80t	120m ³	10m	約810m ²
	採卵鶏180t	320m ³	26m	約940m ²

【埋却に当たっての留意事項】

- ・埋却予定地の確保(隣接する私有地が基本)
- ・死体を移動する場合、国と協議が必要
- ・近隣住民の同意が必要
- ・埋却後の埋却地周辺の河川等の調査



R2.12.10 HPA発生に伴う処分家さんの確認及び埋却作業

7 ホットゾーン内の負傷者等に対する対応について

(1) 連絡体制

- ① と殺や埋却等の防疫作業中に負傷者等が発生した場合、ホットゾーンの総括は、負傷者等の状況や救急搬送の要否等について、クリーンゾーンの総括に連絡する。
- ② クリーンゾーンの総括は、負傷者等の発生を集会場の総括に報告する。
- ③ 集会場の総括は、現地防疫対策部長及び現地派遣チームの現場配置担当と情報共有するとともに、現地対策本部へ連絡する。あわせて、集会場の医師に状況を報告し、必要に応じて、ホットゾーンの総括と直接連絡を取り、応急処置等について指示する。
- ④ 現地派遣チームの現場配置担当は、負傷者等の発生について県総合対策本部へ報告する。また、負傷者の状態や対応状況等について、集会場総括と情報共有を図り、必要に応じ県総合対策本部へ経過報告を行う。

(2) 負傷者等の処置

① 救急要請が必要な場合

(ホットゾーン → 病院)

- ア ホットゾーンの副総括が、直ちに専用携帯電話から119番通報し救急要請する。また、救急隊からの状態確認等のための電話に備え、常に携帯電話がつながる状態にしておくとともに、その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く。
- イ クリーンゾーンの総括は、資材・機材係等に指示し、救急隊員を農場の出入口（衛生管理区域外）まで誘導する。必要に応じ、救急隊員は、防疫服、ゴーグル、防護マスク、長靴を着用する。
- ウ ホットゾーンの総括は、防疫作業従事者に指示し、農場の出入口（衛生管理区域内）で待機させ、救急車（救急車の乗り入れが困難な場合は救急隊員）を負傷者の場所へ誘導する。
- エ 救急隊の到着後は、その指示に従い、負傷者を搬送する。
- オ 救急隊員は、救急車に乗車する際、必要に応じ着用した防疫服等を脱ぎ、靴底の消毒を行う。
- カ 救急車がホットゾーンから出る際は、農場の出入口で車両消毒を行う。

② 救急要請が不要な場合

(ホットゾーン → クリーンゾーン → 集会場 → 病院又は自宅)

- ア ホットゾーンの総括は、負傷者等に対し、クリーンゾーンへ戻るよう指示し、必要に応じて介助者を付ける。介助は、農場の出入口（衛生管理区域内）までとする。
- イ クリーンゾーンの総括は、負傷者等の受入準備を指示するとともに、必要に応じて資材・機材係等を農場の出入口（衛生管理区域外）に向かわせ、負傷者等をクリーンゾーンに搬送する。
- ウ 負傷者等の受入後は、4の(5)の①のイからウ及び②のアからイに準じて、

靴底や外装の消毒、防疫服の脱衣等を行う。

エ クリーンゾーンの総括は、負傷者等の状態を見ながら、集会場へ移動させる。

また、調整係は移動に必要な車等を手配する。

オ 集会場の総括は、負傷者等を受け入れ、必要に応じて、医師の診察を受けるよう指示するとともに、振興局へ負傷者等の状態を報告する。

カ 負傷者等は、医師の診察結果等により、受診か帰宅をする。

(3) P P E が破損した場合の対応

防疫作業従事者がホットゾーン内の作業中に防疫服や防護マスク等を破損した場合は、新しいものに交換しなければならない。その際、当該防疫作業従事者は、ホットゾーンの総括にその旨報告し、クリーンゾーンへ戻り、4の(5)に準じて防疫服等を脱ぎ、4の(4)に準じて再度防疫服等を着用する。

8 消毒ポイントに係る作業

(1) 制限区域に係る消毒ポイントの設置について

① 消毒ポイントの選定及び決定

畜産振興課（家畜防疫対策班）は消毒ポイント設置素案を作成し、畜産技術室（耕畜連携推進班）に提出する。畜産技術室（耕畜連携推進班）は、消毒ポイント設置素案を基に土木建築部道路保全課、県警察本部警備運用課、交通規制課と連携し、以下を考慮の上、各消毒ポイント設置場所の候補地を選定し、県総合対策本部に報告する。

ア 設置場所は、国指針に基づき各制限区域（移動・搬出）付近の幹線道路沿いに設置すること。

イ 大型車両の誘導、停車可能スペースが確保できること。

ウ 設置場所の地権者の同意を得られること。

エ 深夜の作業による騒音等、周辺住民の理解と同意を得られること。

オ 消毒薬の散逸による周辺環境への影響を考慮すること。

カ 水・資材の確保が容易なこと。

② 消毒ポイント設置場所の現地確認

土木事務所は①の消毒ポイント設置場所の現地確認を行い、結果を道路保全課に報告する。また、道路保全課は現地確認の結果を畜産技術室に報告する。

③ 消毒ポイントの決定

畜産技術室（耕畜連携推進班）は②の結果から、消毒ポイントを決定するとともに、管内に消毒ポイントの設置がある振興局及び地域農業振興課に通知する。

④ 設置に係る手続き

現地対策本部（現地防疫支援対策部）は、警察署等の協力の下、消毒ポイントの設置場所について、道路の占用許可及び使用許可に係る手続きを行う。

⑤ 業務委託契約

畜産技術室（耕畜連携推進班）は、ペストコントロール協会等へ協定に基づき消毒ポイントの運営を要請するとともに業務委託契約を締結する。

⑥ 資材・機材の搬送、設置

ア 農林水産研究指導センター本部及び水田農業グループは、地域農業振興課の指示により、豊後大野家保及び宇佐家保に備蓄する消毒ポイント看板等を速やかに運搬し、土木事務所の確認のもと設置する。

イ 振興局（発生地及び発生地以外の振興局）は、畜産技術室（耕畜連携推進班）の指示の下、各消毒ポイントへ家保から必要な資材・機材（動力噴霧器、タンク、消毒液等）を運搬し、前述の消毒ポイント資材・機材を設置し、作業場の設営を行う。

⑦ 消毒ポイントの運営

消毒ポイントは、ペストコントロール協会等が運営するが、消毒ポイント設置後、当該協会が到着するまでの間は、振興局（発生地及び発生地以外の振興局）が運営する。

⑧ 消毒ポイントの管理

振興局（現地防疫支援対策部）は、ペストコントロール協会等による消毒ポイントの運営を支援する。

ア 不足資材（様式、消毒薬等）の補充

イ 消毒用水の確保

(2) 緊急消毒ポイント

① 消毒ポイントの選定及び決定

B－S A Tは、発生農場周辺（当該農場から概ね半径1 kmの範囲内。発生農場出入口を含む。）で、まん延防止を図る上で有効な場所に緊急消毒ポイントを設置し、速やかに消毒を開始する。

② 設置に係る手続き

必要に応じて、振興局は、警察署等の協力の下、緊急消毒ポイントの設置場所について、道路の占用許可及び使用許可に係る手続きを行う。

③ 管理運営について

ア 緊急消毒ポイントの設置に必要な資材は、原則、当該家保から各緊急消毒ポイントへ輸送する。

イ 設置後の管理は、振興局が家保と連携し、連絡調整や不足資材の調達等を行う。

ウ 運営については、B－S A Tと県職員で行うが、必要に応じて市町村等に移管する。

(3) 運送業者等への協力要請

畜産技術室（耕畜連携推進班）は、事前に飼料会社、県運送業協会等に、消毒ポイントを経由して消毒を受けるよう協力を要請する。

(4) 対象とする車両

以下に示す畜産関係車両及びその他の車両を対象とする。

① 畜産関係車両

ア 家きんの生体等（加工処理体も含む）輸送車両

イ 家きん飼料輸送車両

ウ 家きん卵輸送車両

エ 家きん堆肥運搬車両 等

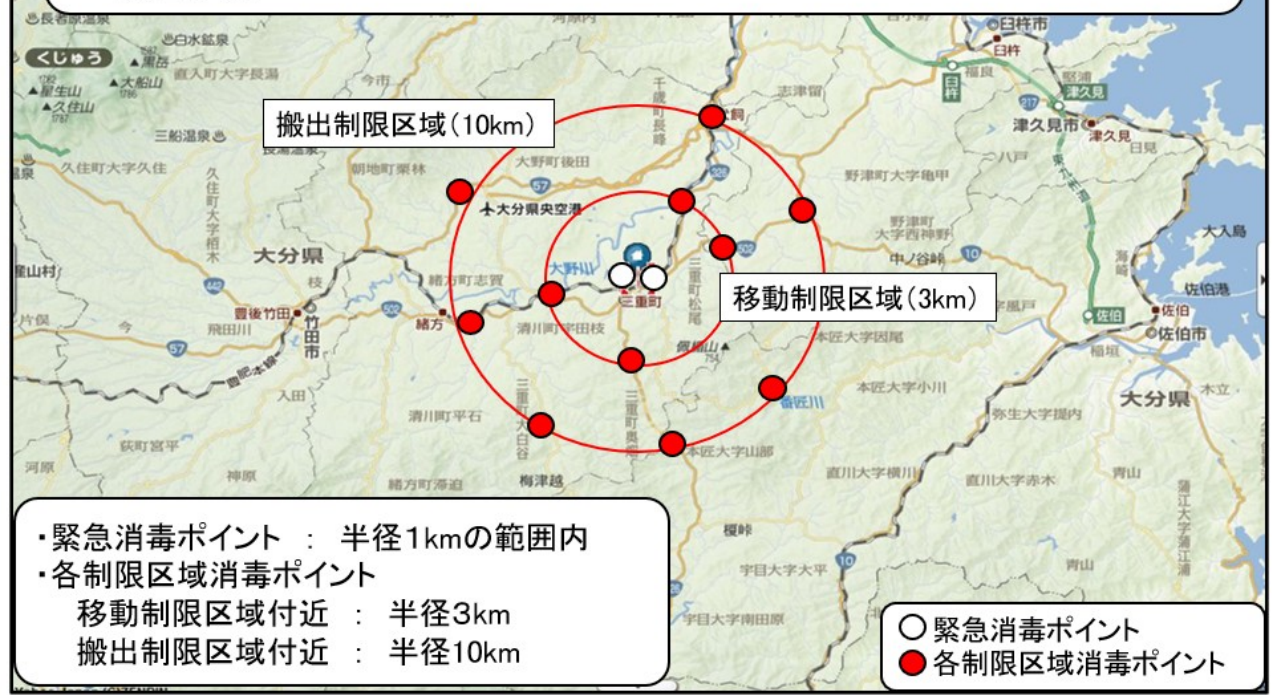
② その他の車両

ア 防疫資材等を各作業場へ運搬する車両

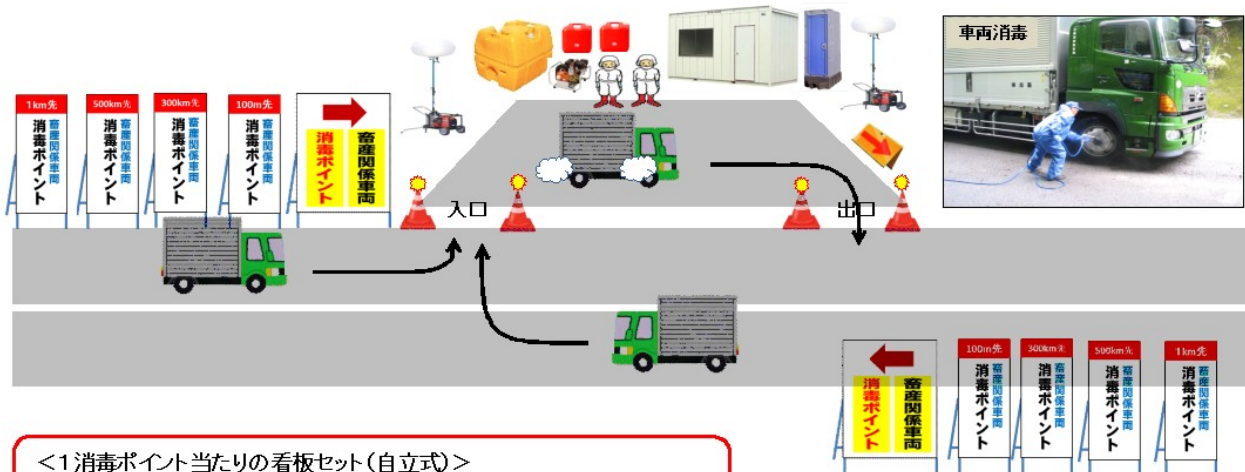
イ 病原体に汚染されている可能性のある車両 等

消毒ポイントの設置例

- ① 緊急消毒ポイントは、簡易検査陽性後、必要に応じて速やかに設置する。
- ② 各制限区域消毒ポイントは、疑似患畜確定後、各制限区域付近の幹線道路沿いに設置する。



消毒ポイント設置イメージ図



<1 消毒ポイント当たりの看板セット(自立式)>

- ・看板「1km先消毒ポイント」 2枚
- ・看板「500m先消毒ポイント」 2枚
- ・看板「300m先消毒ポイント」 2枚
- ・看板「100m先消毒ポイント」 2枚
- ・看板「→畜産関係車両消毒ポイント」 2枚



- ・看板スタンド 12個
- ・看板ウエイト 12個
- ・看板LEDライト 8個



<消毒用資機材>

- ・動力噴霧器
- ・貯水タンク
- ・防護服 等



9 疫学調査

(1) 調査の実施方法

- ① 当該家保は、Ⅲの2の(8)の現地調査票(国指針別記様式2-2)により収集した疫学情報及びその後に収集した情報を基に、ウイルスに汚染したおそれのある家きん(以下「疫学関連家きん」という。)を特定するための疫学調査を実施し、調査内容を畜産振興課に報告する。
- ② 畜産振興課は、調査内容について動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんを決定する。
- ③ 畜産振興課は、疫学関連家きんと判明後、当該農場を管轄する家保に対し、直ちに家畜防疫員による臨床検査を実施するよう指示する。

(2) 疫学関連家きん

① HPAIの場合

(1)の調査の結果、次のアからウまでのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行うとともに、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数の報告を求め、患畜又は疑似患畜との接触後(又は疫学関連家きんと判定された後)14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家きん

イ 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜(臨床症状を呈していたものに限る。)と接触した家きん

ウ 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間にHPAI当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん(疑似患畜)が飼養されていた農場で飼養されている家きん

エ 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん(疑似患畜)が飼養されていた農場で飼養されている家きん

オ その他、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に入入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に入入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

② LPAIの場合

(1)の調査の結果、次のアからウまでのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32

条第1項の規定に基づき移動を禁止し、疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行い、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、臨床検査及び血清抗体検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に患畜と接触した家きん

イ 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に疑似患畜と接触した家きん

ウ 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜の病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間にL P A I 患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん

エ 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って7日目より前にL P A I 患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

オ その他、病性等判定日から遡って180日以内の発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

(3) 疫学関連農場における移動制限について

① 原則として、患畜又は疑似患畜と接触後14日を経過した後に実施する検査の結果が陰性となった場合、動物衛生課と協議の上、解除することができる。

② ①にかかわらず、次の要件のいずれにも該当する疫学関連家きん（制限区域等内のものに限る。）について、動物衛生課と協議の上、国指針第10の4の（1）により事業を再開した制限区域等内の食鳥処理場に出荷させることができる（制限区域等外の食鳥処理場には出荷できない。）。なお、疫学関連家きん以外の移動制限については、動物衛生課と協議の上、対象物及び制限期間を決める。

ア 当該農場について、国指針第12の1の（2）の検査により陰性が確認されていること。

イ 出荷しようとしている家きん舎の家きんについて、出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検出検査により陰性が確認されていること。

③ 疫学関連家きんを対象とした簡易検査及び血清抗体検査の検体数については、当該家きんが飼養されている家きん舎ごとに5羽とする。

【留意事項31】 あひる及びほろほろ鳥が高病原性鳥インフルエンザの疫学関連家きんとして判定された場合の移動制限解除のための検査について

移動制限解除の検査については、VIの9の（2）の②に準拠した臨床検査、簡易検査及び血清抗体検査を実施する。また、当該疫学関連家きんを対象とした簡易検査及び血清抗体検査における検体数については、家きん舎ごとに10羽とする。

10 家きん舎の消毒作業

家きんのと殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した家きん舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、高温蒸気等を用いて行う。

11 家きん舎等における殺鼠剤等の散布

病原体の拡散防止措置として、と殺の終了後、家きん舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や、必要に応じ駆除のための殺鼠剤等の散布を行う。

VII 制限区域等内の周辺農場の検査

1 発生状況確認検査

(1) 検査開始時期

制限区域内に農場がある家保は、当該市町村と連携し、患畜又は疑似患畜の判定後、原則として24時間以内に、下記区分の家きん飼養農場への立入り又は電話確認等により、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行うための材料を採材する。

- ・ H P A I の場合、移動制限区域内（半径 3 km）の家きん飼養農場
- ・ L P A I の場合、制限区域内（半径 5 km）の家きん飼養農場

(2) 検査対象農場

家きんを100羽以上飼養する農場（エミュー及びだちょうにあつては10羽以上飼養する農場）に限る。

(3) 検査方法

検査対象となった全ての家きん飼養農場について次の検査を実施する。

① 臨床検査

立入り又は電話確認等により死亡率の上昇、産卵率の低下等の臨床症状の有無を確認する。複数の農場を続けて訪問する場合は、ウイルス拡散防止のため十分な措置を講じる。臨床症状に異状が認められた家きん等については、Ⅲの2の(3)の④に基づき、直ちに簡易検査を行う。

2 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、1と同様の検査を行う。

3 搬出制限区域解除検査

搬出制限区域内における清浄性を確認するため、高病原性鳥インフルエンザの発生の場合にあつては、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、搬出制限区域内の全農場※を対象として、立入り又は電話確認等により臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。

※ 国指針では検査対象農家は農家数に応じて抽出することとなっているが、大分県では全農場を対象とする。

4 監視強化区域解除検査

監視強化区域内における清浄性の維持を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後28日が経過した後に、監視強化区域内の全農場※を対象として、3と同様の検査を行う。

※ 国指針では検査対象農家は農家数に応じて抽出することとなっているが、大分県では全農場を対象とする

5 検査従事者の遵守事項

1～4の検査に伴い、立入りによる臨床検査又は簡易検査を行う場合、次の事項を遵守する。

- (1) 発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも7日以上経過していること。ただし、発生農場でのバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、3日まで短縮できるものとする。
- (2) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- (3) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (4) 立ち入った農場の家きんについて、1又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農家の家きんが患畜又は疑似患畜のいずれにも当たらないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

6 作業の流れ

- (1) 疑似患畜決定後、当該家保は当該市町村と調整し、調査対象農場リスト（農場名、住所、電話番号、経営形態、家きん舎数、飼養羽数、採材検体数）を作成するとともに、必要資材・動員数の試算及び巡回計画（班編成、集合場所・時間、巡回農場との時間調整等）を作成し、畜産振興課へ報告する。
- (2) 畜産振興課は、調査対象農場を大分家保病性鑑定部へ連絡する。
また、巡回計画において家畜防疫員が不足している場合は、他の家保と調整し動員を要請する。
- (3) 大分家保病性鑑定部は、調査対象農場リストを基に、検体材料の受入れ及び各検査の準備を行う。
- (4) 巡回計画をもとに、家畜防疫員等は農場立入りし、臨床検査、ウイルス分離のため

の検査材料の採材を行う。なお、農場立入り時には、車両等の消毒を十分行い、病原体の拡散防止に努める。

- (5) 家畜防疫員等は、採材した検査材料を大分家保病性鑑定部へ搬入するとともに、臨床検査結果について畜産振興課へ報告する。
- (6) 大分家保病性鑑定部は、検査材料を受領後直ちに検査を開始する。検査結果については取りまとめの上、畜産振興課へ報告する。
- (7) 畜産振興課は、検査結果を農林水産省へ報告するとともに、動物衛生課と協議の上、制限区域を解除する。また、畜産振興課は、制限区域が解除された区域を監視強化区域として設定する。

【留意事項32】 制限区域等の解除

(1) H P A I

① 移動制限区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく家きん舎等の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施するⅦの2の清浄性確認検査により全て陰性を確認すること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。

② 搬出制限区域

①のアの清浄性確認検査及びⅦの3の搬出制限区域解除検査により全て陰性を確認した場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

③ 監視強化区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア Ⅶの4の監視強化区域解除検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過していること。

(2) L P A I

① 移動制限区域

H P A I の場合と同様に、(1)の①の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

② 搬出制限区域

VIIの1の発生状況確認検査において、制限区域内の全ての農場で陰性を確認した場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

③ 監視強化区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア VIIの4の監視強化区域解除検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過していること。

VIII 移動及び搬出制限の対象外

家保は、患畜又は疑似患畜決定後、直ちに管内の100羽以上（エミュー及びだちょうにあっては、10羽以上）の家きん所有者等に対し、移動及び搬出制限の設定について通知するとともに、以下の対応を実施する。また、100羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10羽未満）の家きん所有者においても市町村を通じ、同様の通知及び対応を行う。

1 制限の対象外の申請について

- (1) 家保は、制限区域内外の対象となる家きん所有者等に対し、飼養する家きん、家きん卵、種卵及び初生ひなの出荷先、今後の出荷予定について調査を行い、畜産振興課に報告する。
- (2) 畜産振興課は、動物衛生課と制限対象外措置の適用について協議を行い、家保に指示をする。
- (3) 家保は、国指針で定められた要件を満たす処置を行い、移動手段やルートなどを確認したうえで、所有者の制限対象外措置を畜産振興課に報告する。
- (4) 畜産振興課は、動物衛生課あてに制限対象外措置申請を行う。
- (5) 制限対象外措置が認められた場合、家保から家きん所有者等あてに通知する。

2 移動・搬出制限の対象外の概要

- (1) 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷
- (2) 移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンターへの出荷
- (3) 移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設（大学、家保等）への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなの出荷
- (4) 移動制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）の出荷
- (5) 搬出制限区域内の家きん、家きん卵（種卵を含む。）及び初生ひなの食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場、農場、検査等施設等への出荷
- (6) 制限区域外の家きん、家きん卵（種卵を含む。）、初生ひなの食鳥処理場、GPセ

ンター、ふ卵場、農場、検査等施設への出荷

(7) 制限区域内の家きんの死体等の処分のための移動

(8) 制限区域外の家きんの死体の処分のための移動

(9) 制限区域外の家きん等の通過

3 制限対象外措置適用後の遵守事項

家保は、制限対象外措置適用後、当該農家及び施設に対して国指針で定められた事項を遵守するよう指導する。

4 異状発見時の措置

上記の移動制限の対象外となり、家きん、家きん卵又は初生ひなの移動元の行っている農場若しくは又はふ卵場又は移動先の農場若しくはふ卵場に、Ⅲの1の(1)の①から③までのいずれかの異状が認められた場合のほか、移動の際に必要な措置が講じられていないことが判明した場合、移動制限区域内の複数の農場において本病の発生が継続する場合等、動物衛生課が特に必要と認めた場合には、直ちに、家きん、家きん卵及び初生ひなの移動を禁止し、当分の間、1の協議を見合わせる。

区域		食用家きん	食用卵	種卵	ひな(※1)	ひな(※2)	死体等
出荷元	出荷先	(農場→処理場)	(農場→GPセンター)	(農場→ふ卵場)	(ふ卵場→農場)	(ふ卵場→農場)	(死体・汚染物品)
移動制限	移動制限	▲(※3)	▲(※4)	▲(※4)	▲(※5)	△	△
	搬出制限	▲(※3)	▲(※4)	▲(※4)	▲(※5)	△	△
	区域外	×	▲(※4)	▲(※4)	▲(※5)	△	△
搬出制限	移動制限	△	△	△	▲(※5)	△	△
	搬出制限	○	○	○	▲(※5)	○	△
	区域外	△	△	△	▲(※5)	△	△
区域外	移動制限	△	△	△	▲(※5)	△	△
	搬出制限	○	○	○	▲(※5)	○	○
	区域外	○	○	○	▲(※5)	○	○

○：条件無しで移動可能
 △：条件付(検査無)で移動可能
 ▲：条件付(検査有)で移動可能
 ×：移動不可

※1 移動制限区域内の種卵に由来するもの
 ※2 移動制限区域外の種卵に由来するもの
 ※3 検査：発生状況確認検査、遺伝子検出検査(出荷日前3日以内)
 ※4 検査：臨床検査、遺伝子検出検査、血清抗体検査
 ※5 検査：臨床検査、死ごもり卵及び死亡ひなの簡易検査(出荷日)

IX 家きんの再導入

1 家畜防疫員による農場立入

- (1) 対象農場及び家きん舎
家きんの再導入を予定する農場及び農場内の全ての家きん舎
- (2) 実施時期
最初の導入予定日の1か月前以内
- (3) 確認内容
 - ① 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。
 - ② 農場内の飼料、家きんの排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していること。
 - ③ 飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっていること。

2 環境サンプル検査

- (1) 実施時期
1の(3)を確認後
- (2) 検査内容
家きん舎の床、壁、天井等の環境検査（検査箇所及び検体数は動物衛生課と協議）

【留意事項33】 モニター家きん導入前の環境検査について

モニター家きんを導入する場合、次により環境検査を実施する。

1 環境検査の実施方法

(1) 検査材料の採取場所

- ① 家きん舎（壁、床、餌槽、換気扇、外部への出入口付近等）
- ② 堆肥舎
- ③ 飼料置き場、飼料
- ④ 死亡家きん等保管場所
- ⑤ 長靴、作業用手袋、家きんの飼養管理に必要な道具、ねずみ等の野生動物の糞等

(2) 検体数

各家きん舎10か所（発生家きん舎については、重点的に採材する必要があるため50か所）、その他（堆肥舎等）50か所程度採材する。

(3) 検査方法

抗生物質（ペニシリン（1,000単位/mL）、ストレプトマイシン（1,000 μ グラム/mL）を加えたPBSで濡らした滅菌綿棒等で採材場所を拭き取り、遺伝子検出検査を実施する。

（4）遺伝子検出検査はプール検体で実施し、陽性となったプール検体は個別の遺伝子検出検査で判定する。

（5）個別の遺伝子検出検査で陽性となった検体は、必要に応じてウイルス分離検査を実施する。

2 環境検査で陽性となった場合の対応

環境検査において遺伝子検出検査が陽性となった場合は、陽性となった地点を中心に、農場内の消毒を実施する。また、消毒が完了した後、農場内の清浄性を確認するため、再度、環境検査を実施する。

3 モニター家きんの導入及び検査

（1）実施時期

2の（2）の検査が全て陰性であることを確認後

（2）モニター家きんの導入

- ① 再導入を予定する家きん所有者は、モニター家きんを準備する。
- ② モニター家きんは、家きん舎当たり30羽以上配置する。（配置については家きん舎内で隔たらないよう、動物衛生課と協議のうえ配置する。）
- ③ 家きん所有者は、モニター家きんを導入後、毎日臨床観察を行い、異常を認めた際には直ちに家保に届け出る。

（3）モニター家きん検査

家保は、モニター家きんを導入後に、全ての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした以下の検査を実施する。なお、鶏を対象とした簡易検査を実施する場合は気管スワブを1検体として、鶏以外の家きんを対象とする場合は気管スワブ及びクロアカスワブをそれぞれ1検体として実施すること。

① 高病原性鳥インフルエンザ発生農場の場合

モニター家きんを導入した日から3日を経過した後に、臨床検査（全羽）及び簡易検査（家きん舎ごとに5羽）

② 低病原性鳥インフルエンザ発生農場の場合

モニター家きんを導入した日から14日を経過した後に、臨床検査（全羽）、簡易検査及び血清抗体検査（家きん舎ごとに5羽）

4 家畜防疫員の指導事項等

家畜防疫員は、再導入を予定する家きん所有者に対し、初回の再導入の際は、念のため家きん舎ごとの導入羽数を少数とし、その後段階的に導入するよう指導する。

また、移動制限区域解除後、少なくとも3ヶ月間、立入による臨床検査を行い、監視を継続する。

家畜防疫員は、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家保に届け出るよう指導を徹底する。また、再導入後3か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。なお、大規模な家きんの所有者に係る当該検査については、担当獣医師が同行し、その後少なくとも1年間、担当獣医師は飼養衛生管理の状況を4半期ごとに家保に報告するものとする。

再導入後の立入検査等で、飼養衛生管理基準の不遵守が認められた場合には、飼養衛生管理等支援システム等を活用して、改善されるまで指導等を行う。また、必要に応じて、法第12条の5に基づく指導及び助言を行う。

【留意事項34】 モニター家きん検査で陽性となった場合の対応

- (1) モニター家きん検査で陽性となった場合、本病の発生として扱わない。
- (2) 検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちにモニター家きんの全羽を汚染物品として処分し、農場内の洗浄・消毒を実施する。
- (3) 再導入に当たっては、IXの1から4までの手順を行う。

X 発生農場の手当金及び出荷制限等に係る農場の損失補償について

全ての家保は患畜又は疑似患畜決定後、ただちに管内の家きん所有者等に対し、移動制限の実施について通知するとともに、振興局と協力のうえ、移動及び搬出制限による影響について以下の調査を行い、県防疫対策部に報告する。

1 発生農場の手当金について

家保は、発生農場に立入調査を行い、へい殺畜等手当金等交付規定に基づき実施する。

(1) 交付対象

法第58条及び第59条の規定による以下のもの。

- ① 患畜、疑似患畜
- ② 家きん卵、飼料等の汚染物品
- ③ 焼埋却費用（発生農場家きん所有者等が負担する場合）

(2) 必要な書類等

- ① 家きん及び家きん卵等の管理簿等
 - ② 購入時価格（家きんについては導入時日齢も）を確認出来る書類
 - ③ 出荷時の日齢、価格がわかる伝票等
 - ④ 汚染物品等の数量、金額等が確認出来る書類等
 - ⑤ 概ね過去3か月分の取引伝票等（採卵家きん農場）又は概ね過去3回出荷分の取引伝票等（肉用家きん農家）
 - ⑥ 焼埋却にかかった費用が確認できる伝票等
- ※ 家保は家きんの評価に当たり、IVの4の（1）の①で写真撮影されている代表的な個体を参考に、国指針の別紙2に基づき算出する。

2 出荷制限等に係る農場の損失補償について

県防疫対策部は、当該家保及び振興局に対し調査を指示する。

家保は、振興局と共に、以下の（1）に示す農場に立ち入り、対象家きん（素ひな及びふ卵中の卵を含む）及び対象物品（対象家きんが生産した物品）についての調査を行う。

(1) 助成対象

法第60条第2項及び同法施行規則第63条に基づく、以下のいずれかに該当するものとする。

- ① 制限区域等の対象となる区域内において飼養される対象家きん及び生産物
制限区域等の対象となる区域内において飼養される対象家きん及び生産物であ

って、当該制限区域等により出荷が制限されたものをいう。

- ② 制限区域等の対象となる区域外において飼養される対象家きん及び生産物
制限区域等の対象となる区域外において飼養される対象家きん及び生産物であ
って、次に掲げる場合のいずれかに該当するものとする。

ア 他の出荷先に出荷された場合

当該制限区域等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくな
ったため、他の出荷先に出荷された場合。

イ 出荷遅延の場合

当該制限区域等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくな
り、かつ、やむを得ない事情により他の出荷先にも出荷することができなかった
ため、当該制限区域等の期間後に予定出荷先に出荷された場合。

ウ やむを得ず処分された場合

当該制限区域等により出荷予定日以後に予定出荷先に出荷することができな
くなり、かつ、やむを得ない事情により他の出荷先にも出荷することができな
かったことにより、販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分され
た場合。

(2) 必要な書類等

(1) の各助成措置に必要な書類等を準備すること。

- ① 家きん及び家きん卵等の管理簿等
- ② 対象家畜、対象物品を予定出荷先に出荷することが出来なかったことを証明する
書類等（取引先との契約書等）
- ③ 対象家畜、対象物品の処分がやむを得なかったことを証明する書類等
- ④ 対象家畜、対象物品が処分されたことを証明する書類等
- ⑤ 対象家畜、対象物品を他の出荷先にも出荷することが出来なかったことがやむを
得ない事情によるものであったことを証明する書類等
- ⑥ 概ね過去3か月分の取引伝票等（採卵家きん農場）、概ね過去3回出荷分の取引
伝等（肉用家きん農家）
- ⑦ その他、数量、日齢、金額等が確認出来る書類等

3 農家への支援等

当該家保及び振興局は連携し、関係機関の協力の下、対象農家へ必要な支援を行う。